

富山市盛土規制法運用マニュアル
【許可申請等の手引き編】

令和 7 年 5 月

富山市 活力都市創造部 都市計画課

目次

1. 制度の概要.....	1
1.1 趣旨	1
1.2 用語の定義	1
1.3 規制区域の指定状況	3
1.4 許可・届出を要する工事.....	4
1.4.1 土地の形質変更又は土石の堆積の許可・届出.....	4
1.4.2 擁壁等の除却又は公共施設用地の転用の届出.....	5
1.4.3 規制区域指定の際に施工中の工事の届出.....	6
1.5 許可・届出を要しない工事.....	7
1.6 許可・届出の特例.....	12
1.7 手続き要否判定フロー	14
2. 工事の許可申請.....	15
2.1 許可申請の流れ.....	15
2.2 事前相談	16
2.3 標準処理期間.....	16
2.4 許可申請に必要な書類.....	17
2.5 許可申請の手数料	24
2.6 許可の特例の手続き	25
2.6.1 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事の協議	25
2.6.2 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発行為の許可を受けたもの	27
3. 工事の許可基準.....	28
3.1 許可基準の概要.....	28
3.2 技術的基準.....	28
3.3 資格を有する者の設計対象工事、設計者の資格	30
3.4 工事主の資力・信用	31
3.5 工事施行者の能力	31
3.6 土地所有者等の同意.....	32
3.7 周辺住民への周知	33
4. 工事の許可後における手続き	35
4.1 標識の掲示	35
4.2 着手の届出.....	36
4.3 工事の変更許可申請・届出等	37
4.3.1 変更許可申請の手続き	37
4.3.2 変更許可申請の手数料	39

4.3.3 軽微な変更の届出.....	39
4.3.4 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事の変更協議	40
4.4 廃止の届出.....	41
4.5 中止・再開の届出	41
4.6 中間検査	42
4.6.1 中間検査の手続き	42
4.6.2 中間検査の手数料（都市計画法の開発行為のみ）	43
4.7 完了検査・除却の確認.....	44
4.8 定期報告	46
5. 工事の届出.....	48
5.1 特定盛土等規制区域における工事の届出	48
5.2 特定盛土等規制区域における工事の変更の届出	52
5.3 擁壁等の除却又は公共施設用地の転用の届出	53
5.4 規制区域指定の際に施工中の工事の届出.....	54
5.5 規制区域指定の際に施工中の工事の変更届出	56
6. 適合証明書の交付	57
7. 必要な手続きの期限・様式一覧表.....	59
8. 申請等の窓口.....	61
9. 巻末資料	62

1. 制度の概要

1.1 趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）では、盛土等に伴う災害から人命を守るため、人家等に危害を及ぼしうるエリアを「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」として指定し、規制区域内では、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事は許可や届出が必要とされています。

本手引は、盛土規制法の規制対象となる工事について、許可申請や届出等の円滑な実施を目的に、必要な手続きや許可基準等を定めるものです。

1.2 用語の定義

本手引における用語の定義は、「表 1-1」及び「図 1-1」のとおりです。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
宅地	農地等及び公共施設用地以外の土地をいいます。
農地等	農地、採草牧草地及び森林をいいます。
公共施設用地	道路、公園、河川、その他政令で定める公共の用に供する施設の土地をいいます。（詳細は「1.5 許可・届出を要しない工事」を参照。）
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等、土石の堆積をまとめて表す際に用います。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものをいいます。また、特定盛土等は宅地造成を包含します。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で一定期間の経過後に当該土石を除却するものをいいます。
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物をいいます。
土砂	次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいいます。 ① 地盤を構成する材料のうち、粒径 75mm 未満の礫、砂、シルト及び粘土（以下「土」という。） ② 地盤を構成する材料のうち、粒径 75mm 以上のもの（以下「石」という。）を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの。 ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの。 ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの。 ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物（資源の有効な利用の促進に関する法律第 2 条第 2 項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの）を土と同等の性状にしたもの。

用語	定義
岩石	石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。
工事主	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。
工事施行者	宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいいます。
土地の形質変更	盛土や切土を行うことにより、造成の目的に合わせて地表面高さや勾配を変更する行為をいいます。
崖	地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいいます。
溪流等	次のいずれかに該当する土地をいいます。（政令第 7 条第 2 項第 2 号、省令第 12 条） ① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地 ② 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地 ③ ①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地 また、「溪流等」の範囲は、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25m 以内の範囲を基本とします。 ※市内の溪流等の位置は、富山市ホームページで公開しています。
宅地造成等工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。

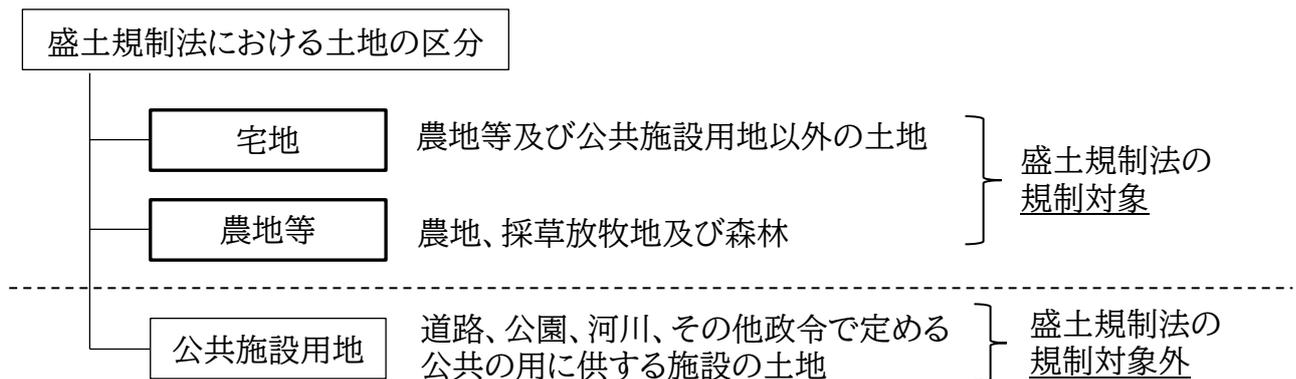


図 1-1 盛土規制法における土地の区分の概念図

【法令等の略語】

- 「法」-----宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)
- 「政令」-----宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号)
- 「省令」-----宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号)
- 「細則」-----富山市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和 7 年富山市規則第 4 6 号)
- 「要綱」-----富山市宅地造成及び特定盛土等規制法指導要綱

1.3 規制区域の指定状況

富山市における規制区域の指定状況は、「表 1-2」及び「図 1-2」のとおりです。

表 1-2 富山市における規制区域の指定状況

告示日	告示番号	施行日	面積
令和7年5月1日	富山市告示第153号	令和7年5月1日	宅地造成等工事規制区域 37,087ha
			特定盛土等規制区域 87,083ha
			合 計 124,170ha
指定区域		対象地域	
宅地造成等工事規制区域		富山地域全域、その他地域の各一部	
特定盛土等規制区域		婦中・山田・八尾・大沢野・細入・大山地域の各一部	

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

【市全域】

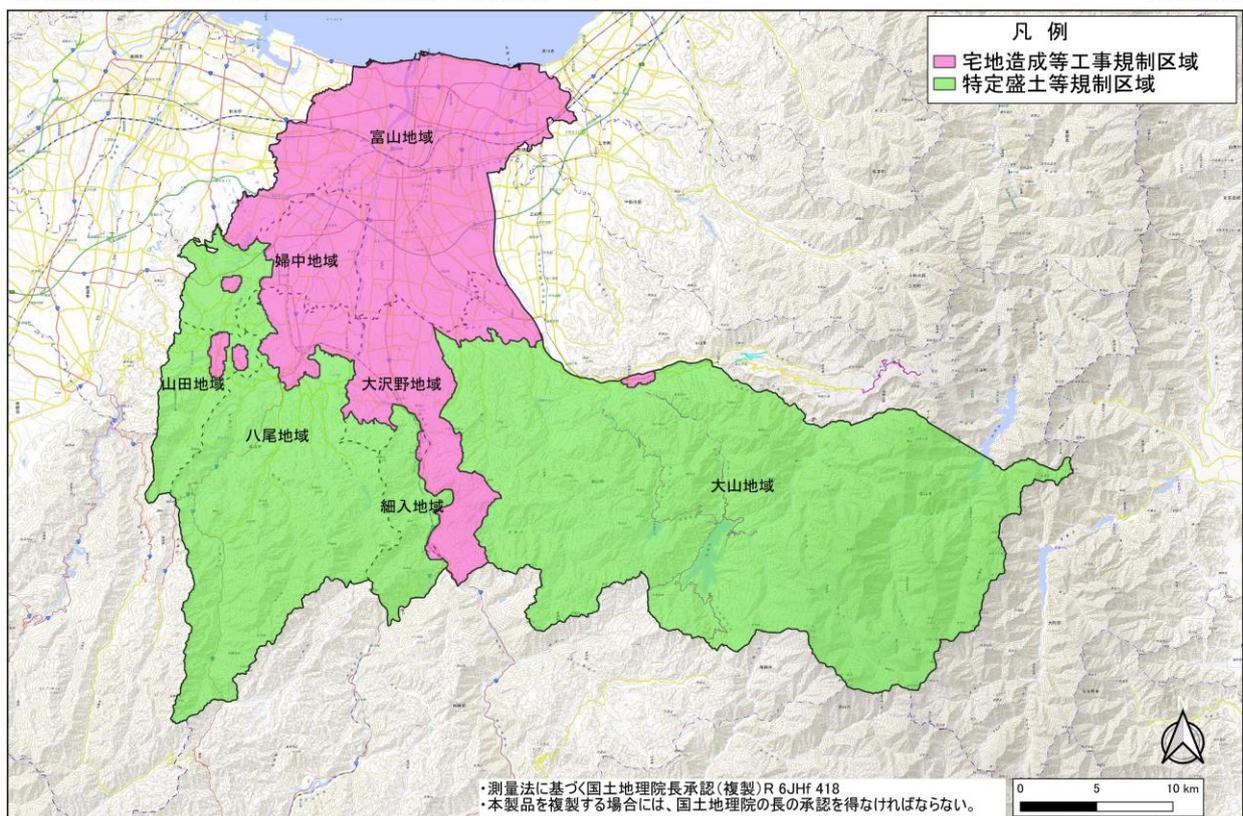


図 1-2 富山市における規制区域図

※規制区域の詳細は、富山市ホームページを参照してください。

1.4 許可・届出を要する工事

1.4.1 土地の形質変更又は土石の堆積の許可・届出

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において、「表 1-3」の工事を行う場合は、当該工事に着手する前に許可又は届出が必要です。(手続きの詳細は「2. 工事の許可申請」又は「5.1 特定盛土等規制区域における工事の届出」を参照してください。)

表 1-3 許可又は届出を要する工事

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域		概念図
	許可	許可	届出	
土地の形質変更(盛土・切土)	ア 盛土で高さが <u>1 m</u> 超の崖を生ずるもの	ア 盛土で高さが <u>2 m</u> 超の崖を生ずるもの	ア 盛土で高さが <u>1 m</u> 超の崖を生ずるもの	
	イ 切土で高さが <u>2 m</u> 超の崖を生ずるもの	イ 切土で高さが <u>5 m</u> 超の崖を生ずるもの	イ 切土で高さが <u>2 m</u> 超の崖を生ずるもの	
	ウ 盛土と切土を同時に行い、高さが <u>2 m</u> 超の崖を生ずるもの(ア・イを除く)	ウ 盛土と切土を同時に行い、高さが <u>5 m</u> 超の崖を生ずるもの(ア・イを除く)	ウ 盛土と切土を同時に行い、高さが <u>2 m</u> 超の崖を生ずるもの(ア・イを除く)	
	エ 盛土で高さが <u>2 m</u> 超となるもの(ア・ウを除く)	エ 盛土で高さが <u>5 m</u> 超となるもの(ア・ウを除く)	エ 盛土で高さが <u>2 m</u> 超となるもの(ア・ウを除く)	
	オ 30 cm×1 を超える盛土又は切土の部分の面積が <u>500 m²</u> を超えるもの(ア～エを除く)	オ 30 cm×1 を超える盛土又は切土の部分の面積が <u>3,000 m²</u> を超えるもの(ア～エを除く)	オ 30 cm×1 を超える盛土又は切土の部分の面積が <u>500 m²</u> を超えるもの(ア～エを除く)	
土石の堆積	カ 最大時に堆積する高さが <u>2 m</u> を超え、かつ面積が <u>300 m²</u> を超えるもの	カ 最大時に堆積する高さが <u>5 m</u> を超え、かつ面積が <u>1,500 m²</u> を超えるもの	カ 最大時に堆積する高さが <u>2 m</u> を超え、かつ面積が <u>300 m²</u> を超えるもの	
	キ 最大時に堆積する高さが <u>30 cm×2</u> を超え、かつその部分の面積が <u>500 m²</u> を超えるもの	キ 最大時に堆積する高さが <u>30 cm×2</u> を超え、かつその部分の面積が <u>3,000 m²</u> を超えるもの	キ 最大時に堆積する高さが <u>30 cm×2</u> を超え、かつその部分の面積が <u>500 m²</u> を超えるもの	

※1 盛土または切土をする前後の地盤面の標高の差を指します。

※2 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差を指します。

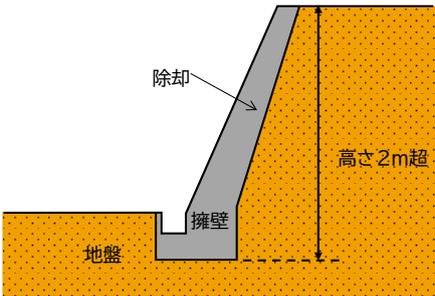
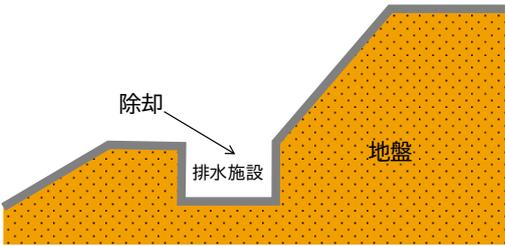
[法 12 条 1 項、27 条 1 項、30 条 1 項]

1.4.2 擁壁等の除却又は公共施設用地の転用の届出

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域において、「表 1-4」の工事を行う場合は、所定の期限までに届出が必要です。（手続きの詳細は「5.3 擁壁等の除却又は公共施設用地の転用の届出」を参照してください。）

ただし、盛土規制法の許可若しくは変更許可（軽微な変更の届出を含む。）を受けた者又は特定盛土等規制区域における届出（法第 27 条第 1 項）をした者は、本届出は不要です。

表 1-4 届出を要する工事・届出の期限

対象となる工事等	内容	届出の期限
擁壁等に関する工事	<p>次の全部又は一部の除却工事を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設（図 1-3） ・地表水等を排除するための排水施設（図 1-4） ・地滑り抑止ぐい等 <div style="text-align: center;">  <p>図 1-3 高さ 2m を超える擁壁の除却</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図 1-4 地表水等を排除するための排水施設の除却</p> </div>	工事に着手する日の <u>14 日前まで</u>
公共施設の転用に関する工事	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合	転用した日から <u>14 日以内</u>

〔法 21 条 3 項、同条 4 項、40 条 3 項、同条 4 項〕

1.4.3 規制区域指定の際に施工中の工事の届出

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域が指定された際に、当該区域内において、「表 1-5」の工事（許可又は届出を要する規模の工事）に着手している場合は、指定のあった日から 21 日以内に届出が必要です。（手続きの詳細は「5.4 規制区域指定の際に施工中の工事の届出」を参照してください。）

表 1-5 届出を要する工事・届出の期限

対象となる工事等	内容	届出の期限
土地の形質変更	ア 盛土で高さ 1 m 超の崖を生ずるもの イ 切土で高さ 2 m 超の崖を生ずるもの ウ 盛土と切土を同時に行い、高さ 2 m 超の崖を生ずるもの（ア、イを除く） エ 盛土で高さ 2 m を超えるもの（ア、ウを除く） オ 30cm×1 を超える盛土又は切土の部分の面積が 500㎡ を超えるもの（ア～エを除く）	規制区域の指定のあった日から <u>21 日以内</u>
土石の堆積	カ 最大時に堆積する高さが 2 m を超え、かつ面積が 300㎡ を超えるもの キ 最大時に堆積する高さが 30cm×2 を超え、かつその部分の面積が 500㎡ を超えるもの	

※ 1 盛土または切土をする前後の地盤面の標高の差を指します。

※ 2 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差を指します。

〔法 21 条 1 項、40 条 1 項〕

1.5 許可・届出を要しない工事

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において、「表 1-6」の工事に該当する場合は、許可又は届出は不要となります。

表 1-6 許可又は届出を要しない工事

1. 公共施設用地で実施する工事※1	
<p><法第2条第1号></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、河川 <p><政令第2条></p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設 <p><省令第1条第1号></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 <p><省令第1条第2号></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国又は地方公共団体が管理する以下の施設 	<p>〔学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設〕</p>
2. 災害の発生のおそれが無いと認められる工事	
① 他の法令等により確認が行われるもの	
<p><政令第5条第1項各号></p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等） ・鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等） ・採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等） ・砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等） <p><省令第8条第1号から第7号まで></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業※2 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備工事 	
② 非常災害のために必要な応急措置として行う工事（省令第8条第1項第8号）	
<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害のために必要な応急措置として国・地方公共団体又は以下が実施する工事 <p>〔地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人都市再生機構〕</p>	

③ 一定規模以下の工事（省令第8条第1項第9号、10号イ・ロ）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが2m以下かつ面積が500㎡超の盛土又は切土（政令第3条第5号に限る。）で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cmを超えないもの ・ 高さが2mを超える土石の堆積で、当該土石の堆積をする土地の面積が300㎡を超えないもの ・ 面積が500㎡を超える土石の堆積で、当該土石の堆積をする土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの（詳細は「【参考】規制対象行為の考え方(2)」を参照）
④ 工事の施行に付随して行う土石の堆積（省令第8条第1項第10号ハ）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積で、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの（詳細は「【参考】規制対象行為の考え方(4)」を参照）
3. その他の工事
① 土地利用のため土地の形質を維持する行為等（技術的助言等）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（耕起、代かき、整地、畝立て、けい畔の新設・補修・除去、土壤改良材（基肥、たい肥等）の投入、表土の補充（厚さ30cm以下のもの）、表土の入れ替え、農業用暗きょ排水の新設・改修、樹園地における樹木の改植、盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等）） ・ 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い平坦にする場合や、この平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合（詳細は「【参考】規制対象行為の考え方(5)」を参照） ・ グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し ・ 自然災害により被災した土地を盛土等により被災前の地形に原状回復する行為 ・ 建築物や工作物の建築・築造・解体・撤去に伴う掘削及び埋戻し（詳細は「【参考】規制対象行為の考え方(1)」を参照） ・ 試験、検査等のための試料の堆積 ・ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積 ・ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30°以下のもの ・ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積 等

※1 法令に規定されていない公共施設用地での工事は、規制対象となります。

≪公共施設用地の例≫

規制対象外：学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校及び高等学校 等

規制対象：保育所、行政庁舎 等

※2 土地改良法の手続きには基づかないものの、同法第2条第2項に規定する土地改良事業と同等の工事を行う事業であり、国の補助事業のほか、都道府県、市町村、土地改良区等が単独で実施する事業の一部も該当します。なお、当該事業は土地改良事業の実施に当たって用いられる「土地改良事業計画設計基準」等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要であり、また、該当する国、都道府県、市町村、土地改良区等が定める要綱・要領等にその旨を明記することが必要です。

【参考】規制対象行為の考え方

(1) 建築物の建築・解体や工作物の設置・撤去等に伴う掘削・埋戻し

建築物の建築・解体や工作物の設置・撤去等に伴う掘削・埋戻しについて、掘削又は掘削後に周囲の地盤高さまで埋戻す行為は規制対象外です（盛土・切土に該当しない）。ただし、周囲の地盤高さを超えて埋め戻す場合は、超える部分を盛土として取り扱います。（「図 1-5」を参照。）

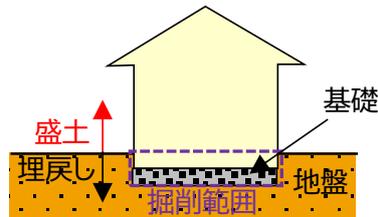
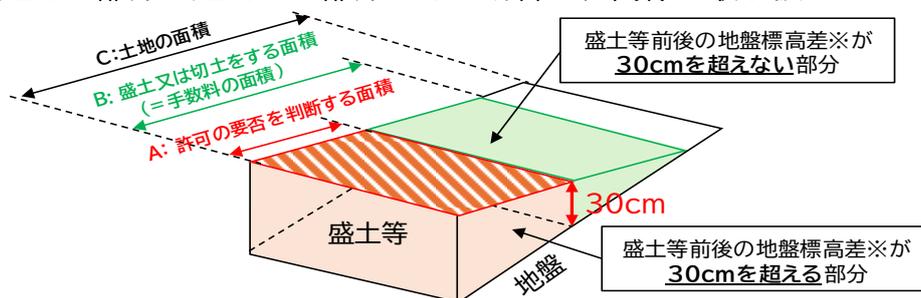


図 1-5 掘削・埋戻しの概念図

(2) 標高差が 30cm 以下となる盛土等

盛土・切土全体で「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差」が 30cm を超える部分と超えない部分がある場合、規制対象の判断は 30cm を超える部分の面積で行い、許可申請は盛土・切土全体で行うこととします。（「図 1-6」を参照。）

また、土石の堆積についても、土地の地盤面の標高と土石の表面の標高との差が 30cm を超える部分と超えない部分がある場合は、同様の取り扱いとします。



※同一位置における盛土等の工事前後の鉛直方向の厚さを指します。
（地盤が傾斜地の場合は、地盤面に対して垂直方向の厚さではありません。）

図 1-6 標高差が 30cm 以下となる盛土等の概念図

(3) 凹凸がある地盤での盛土等

凹凸が続いている地盤面の高さを変更する場合、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の考え方は、「図 1-7」のとおりです。また、土石の堆積で堆積する地盤の一部に凹凸がある場合、「土石の堆積を行う土地」の外側に設ける「空地」の両端（A-B）をつなぐ直線を仮想の地盤面とし、当該地盤面から堆積の高さにより、規制対象を判断します。（「図 1-8」を参照。）

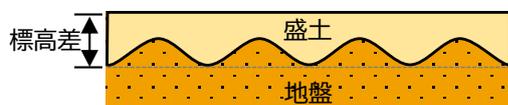


図 1-7 凹凸地盤での盛土等の概念図

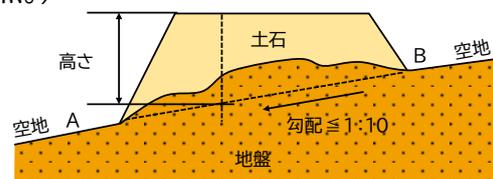


図 1-8 凹凸地盤への土石の堆積の概念図

(4) 工事の施行に付随して行う土石の堆積

「工事の施行に付随して行う土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法第26条第1項に規定するもの。以下同じ。）等が本体工事と併せて一体的に管理するものを指します。

「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指しますが、これに加え、工所用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含みます。

「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）については、工事の現場として取り扱います。

「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

工事の施行に付随して行う土石の堆積の概念図は、「図1-9」のとおりです。

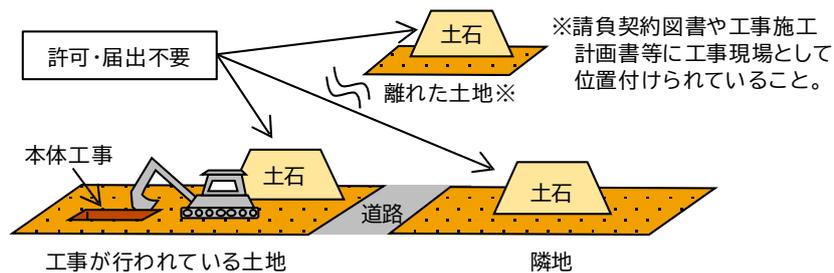
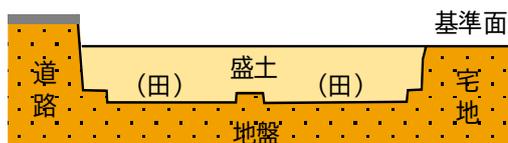


図1-9 工事の施行に付随して行う土石の堆積の概念図

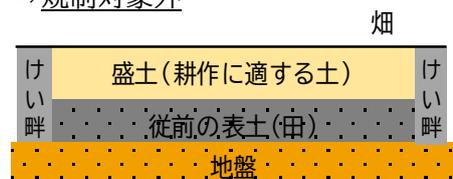
(5) 窪地等における盛土

四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせてかさ上げを行い平坦にする場合や、平坦な面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合は、規制対象とはならないものとして扱います。（「図1-10」を参照。）

(例1) 四方の土地で最も低い土地の高さまでかさ上げする場合
⇒ 規制対象外



(例2) 田にけい畔の高さまで耕作に適する土を搬入して畑にする場合
⇒ 規制対象外



(例3) 四方の土地より高く盛土をする場合
 ⇒ 平坦な面を基準とした工事完了後の
 盛土の高さや面積で判断

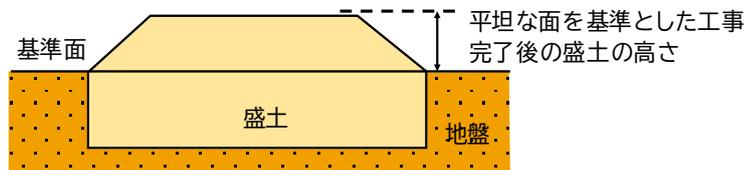


図 1-10 窪地等における盛土の概念図

(6) 既存の崖に盛土又は切土をする場合の考え方

既存の崖に盛土又は切土を行う場合には、盛土又は切土を行うことにより発生した崖の高さにより、規制対象を判断します。(「図 1-11」を参照。)

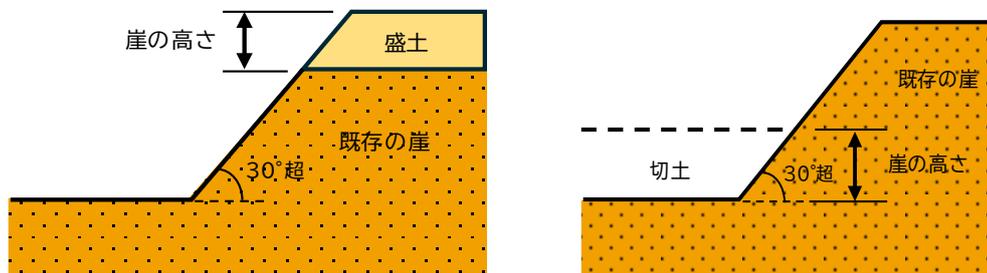


図 1-11 既存の崖に盛土又は切土を行う場合の概念図

(7) 多段となる崖の考え方

小段等によって上下に分離された多段の崖の高さは、下層の崖面の下端からの 30 度を示す線より上層の崖面の下端が上の場合、一体の崖とみなし規制対象を判断し、上層の崖面の下端が下の場合、一体の崖とはみなさず、それぞれの崖の高さで規制対象を判断します。(「図 1-12」を参照。)

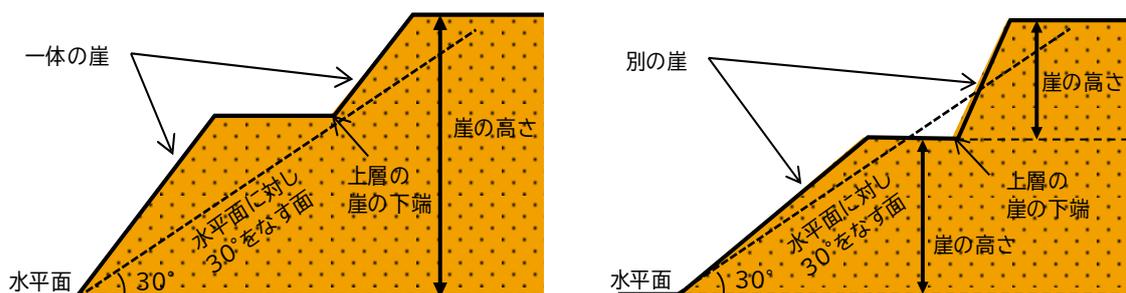


図 1-12 多段となる崖の概念図

1.6 許可・届出の特例

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内で許可又は届出（法第 27 条第 1 項の届出に限る。）が必要な工事で、「表 1-7」の特例に該当する手続きを行った場合は、盛土規制法の許可を受けたものとみなされる（以下、「みなし許可」という。）又は届出をしたものとみなされるため、当該許可申請又は届出は不要となります。

ただし、みなし許可となる場合であっても、「表 1-8」に記載の盛土規制法（細則・要綱を含む。）の規定が適用され、手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

表 1-7 許可・届出の特例の対象及び内容

□特例の対象

- ① 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事で、富山市との協議が成立したものの
- ② 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発行為の許可を受けたもの

□特例の内容

- ・①、②いずれも、あらためて、盛土規制法の許可（法第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項）は得る必要はありません。
- ・①に関して、変更協議が成立したものは、盛土規制法による変更許可とみなします。
- ・②に関して、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項に基づく変更開発許可又は同条第 3 項に基づく軽微な変更の届出は、盛土規制法による変更許可又は軽微な変更の届出とみなします。
- ・②の申請をもって、特定盛土等規制区域における届出（法第 27 条第 1 項）とみなします。

〔法 15 条 1 項、同条 2 項、16 条 3 項、同条 5 項、27 条 5 項、34 条 1 項、同条 2 項、35 条 3 項、同条 5 項〕

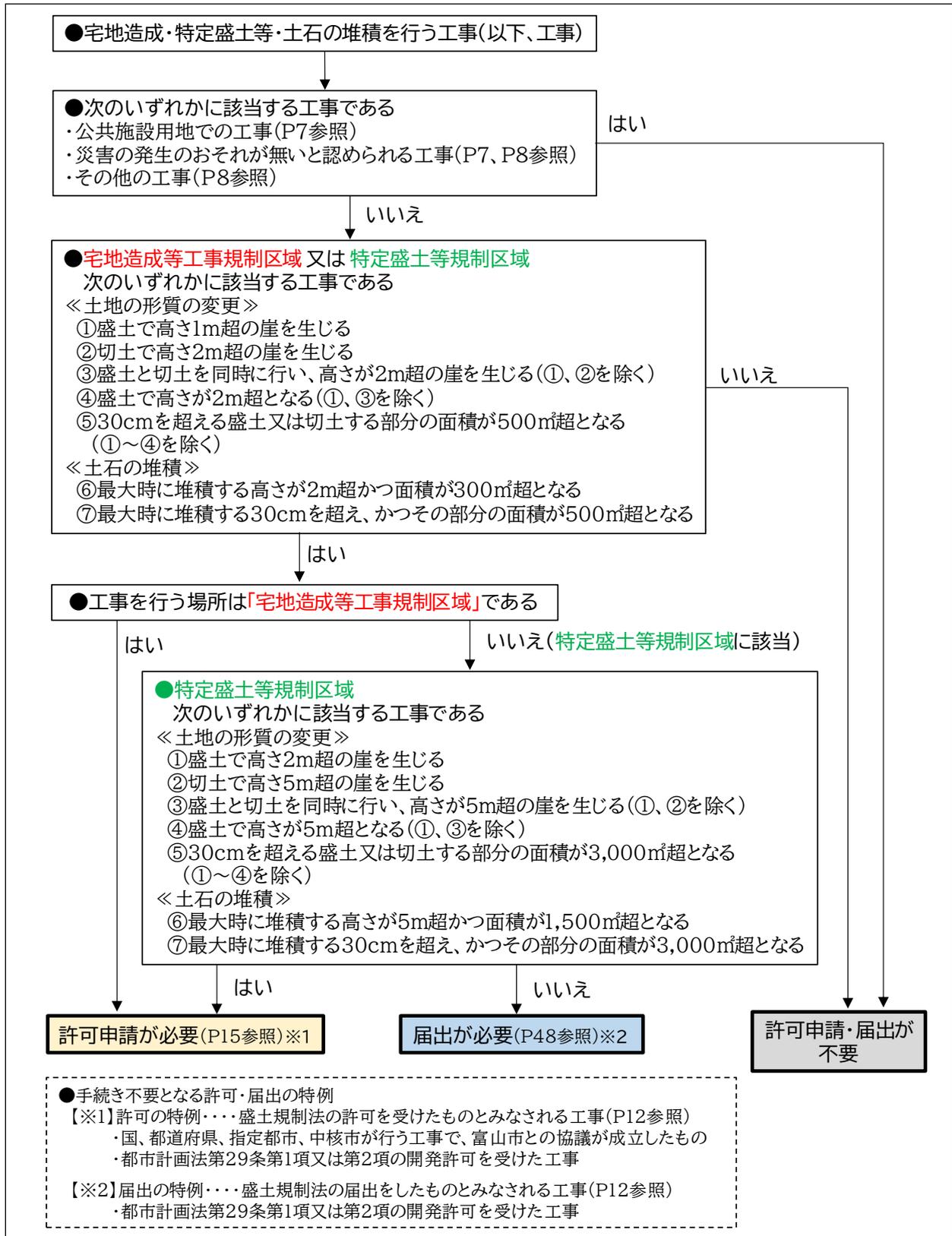
表 1-8 みなし許可における盛土規制法関係規定の適用項目

盛土規制法		①国、県等の工事	②開発行為の許可（協議）を受けたもの	
規定	条項			
住民への周知	法第 11 条 法第 29 条	—※	—	—
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知等	法第 12 条 法第 30 条	—※	—	都市計画法の規定に従う
工事の技術的基準等	法第 13 条 法第 31 条	適用	適用	都市計画法第 33 条第 1 項 第 7 号により引用
許可証の交付又は 不許可の通知	法第 14 条 法第 33 条	—	—	都市計画法の規定に従う
変更の許可等	法第 16 条 法第 35 条	—	—	都市計画法の規定に従う
完了検査等	法第 17 条 法第 36 条	適用	—	都市計画法の規定に従う
中間検査	法第 18 条 法第 37 条	適用	適用	—
定期の報告	法第 19 条 法第 38 条	適用	適用	—
監督処分	法第 20 条 法第 39 条	適用	適用	—
標識の提示	法第 49 条	適用	適用	開発行為（細則）と盛土規制 法の標識掲示が必要
工事着手の届出	要綱第 10 条	適用	—	開発行為（要綱）の規定に従 う
工事廃止の届出	要綱第 11 条	適用	—	都市計画法の規定に従う
工事中止・再開の届出	要綱第 12 条	適用	適用	—

※住民への周知や土地所有者等の同意については、協議の際の提出書類にて確認します。

1.7 手続き要否判定フロー

許可申請又は届出の要否については、次のフローを参考に確認してください。(手続きの詳細は「2. 工事の許可申請」又は「5. 工事の届出」を参照してください。)



※擁壁等の除却又は公共施設用地の転用の届出や規制区域指定の際に施工中の工事の届出は、このフローとは別に手続きの要否を確認してください。

2. 工事の許可申請

2.1 許可申請の流れ

宅地造成等の工事の許可申請の流れは「図 2-1」のとおりです。なお、都市計画法の開発行為（みなし許可）に該当する場合は、建築指導課へ許可申請してください。

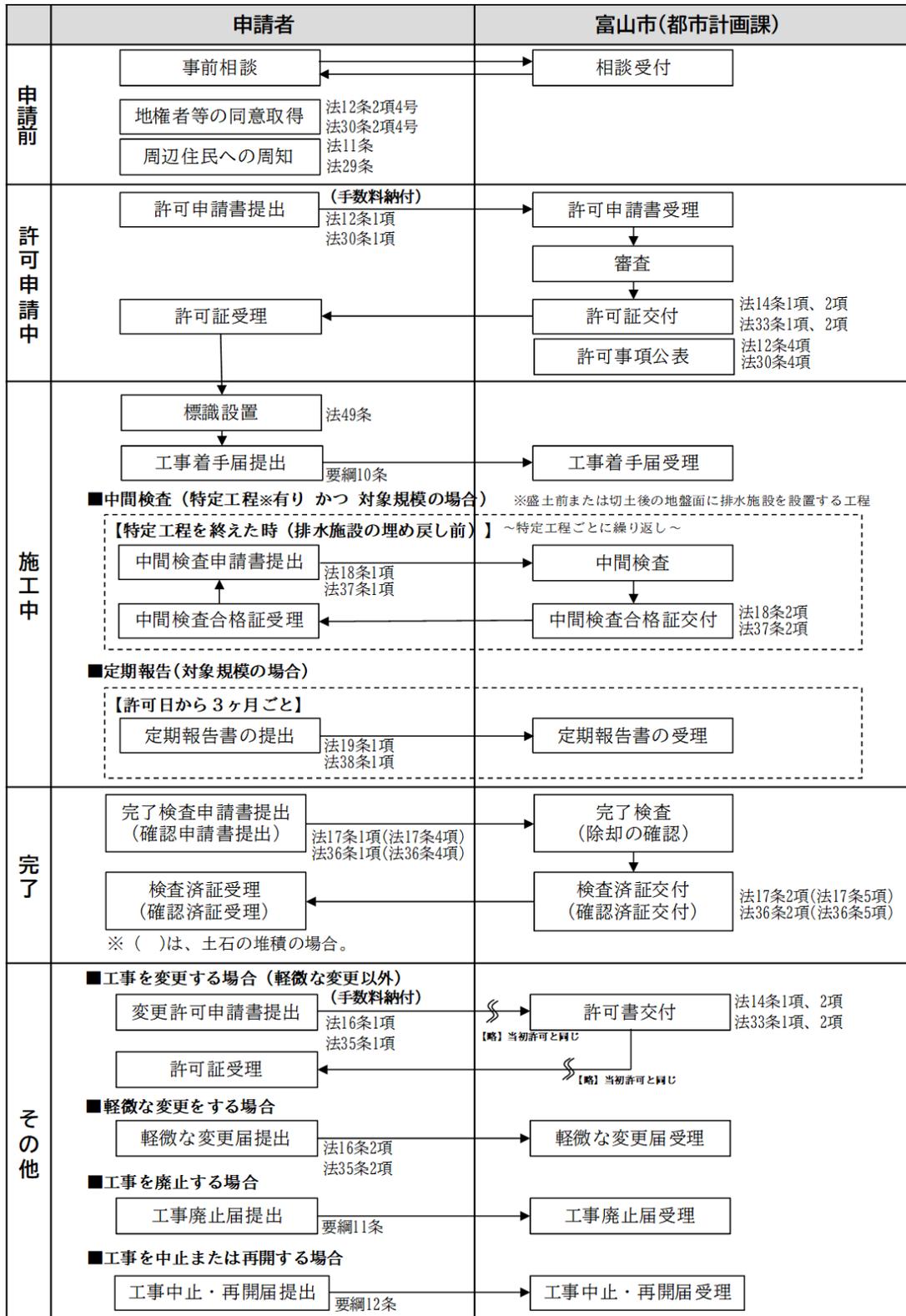


図 2-1 許可申請の流れ

2.2 事前相談

宅地造成等の工事の許可申請をする前に、その計画について、事前に許可の要否や許可の見通しがあるのかを確認しておく必要があります。そのため、関係図面等を持参の上、事前相談をしてください。なお、規模の大きな工事や技術的難易度の高い工事は確認に時間を要するため、期間に余裕をもって相談してください。

2.3 標準処理期間

宅地造成等の工事の許可申請から、許可通知までの標準処理期間は「表 2-1」のとおりです。

表 2-1 許可申請の標準処理期間

区分	標準処理期間※
土地の形質変更(宅地造成、特定盛土等)	30日
土石の堆積	14日

※標準処理期間に、事前相談や申請書の不備などの是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。

※規模の大きな工事や審査のために必要な資料などの提供を求める場合など、標準処理期間内に処理がなされない場合があります。

※申請窓口の執務が行われない休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）は期間に含まれません。

2.4 許可申請に必要な書類

土地の形質変更に関する工事の場合は「表 2-2」の書類を、土石の堆積に関する工事の場合は「表 2-3」の書類を 2部（正本1部、副本1部） 提出してください。

なお、土石の堆積に関する工事の許可は、一定期間の経過後（許可日から5年以内）に当該土石を除却するものに限り、やむを得ず許可した期間を超えて土石の堆積を継続する必要がある場合には、許可した期間が満了する前に堆積期間延長の変更許可を受けてください。

表 2-2 許可申請に必要な書類（土地の形質変更）

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
1	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可申請書	◎	様式内の必要項目	(省令別記様式第二)	省令7条1項 省令63条1項
2	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	(任意様式) 縮尺：1/10,000以上	省令7条1項1号 省令63条1項1号
3	地形図	◎	方位及び土地の境界線	(任意様式) 縮尺：1/2,500以上 ・等高線は2mの標高差を示すものとする。	
4	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	(任意様式) 縮尺：1/2,500以上 ・工区に分けたときは図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示。 ・断面図と照合できるように記号を記載。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を記載。	
5	土地の断面図	◎	盛土又は切土をする前後の地盤面	(任意様式) 縮尺：1/2,500以上 ・高低差の著しい箇所（地盤の変化の大きな部分で直交する2方向）について作成。	
6	土地の公図の写し	◎	工事をしようとする土地の部分（申請書5欄に関する部分）	(官公庁が発行する書類)	省令7条1項12号 省令63条1項2号 細則4条8号
7	土地の全部事項証明書（原本）	◎	工事をしようとする土地の部分（申請書5欄に関する部分）	(官公庁が発行する書類)	
8	土地の求積図	◎	工事をしようとする土地の部分（申請書5欄に関する部分）	(任意様式)	省令7条1項12号 省令63条1項2号 細則4条9号

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
9	排水施設の平面図	◎	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	(任意様式) 縮尺：1/500 以上 ・流域が分かれる場合や直接放流区域がある場合は、流域を色分けし面積を記載するとともに、余白に面積表を記載。 ・工事後の土地利用工種を図示するとともに、余白に面積表を記載。	省令7条1項1号 省令63条1項1号
10	排水施設の縦断面図	○	測点及び曲線、短距離及び追加距離、現地盤高、計画地盤高、排水施設の種類、材料、計上、内寸寸法、勾配、底高及び水の流れ方向	(任意様式) 縮尺：1/500 以上 ・排水施設を設置する場合に作成。	省令7条1項12号 省令63条1項2号 細則4条11号
11	排水施設の構造図	○	構造断面図、形状、寸法、材料、品質	(任意様式) 縮尺：1/50 以上 ・排水施設を設置する場合に作成。	
12	排水施設の流量計算書	○	排水施設の能力が地表水・地下水を支障なく流下させることができることを確認できる流量計算書	(任意様式) ・排水施設を設置する場合に作成。	
13	排水先の管理者の同意を得たことを証する書類	○	排水先の管理者の同意を得たことを証する書類	(要綱様式第8号) ・排水施設を設置する場合に提出。 ・排水先の管理者の押印をすること。	省令7条1項12号 省令63条1項2号 細則4条11号 要綱8条
14	崖の断面図	○	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	(任意様式) 縮尺：1/50 以上 ・崖が生じる場合に作成。 ・擁壁で覆われる崖面は、土質に関する事項は示すことを要しない。	省令7条1項1号 省令63条1項1号
15	崖面の安定計算書	○	土質試験等に基づく地盤の安定計算	(任意様式) ・崖面を擁壁で覆わない場合に作成。(政令8条1項1号口に該当する場合。)	省令7条1項4号 省令63条1項1号
16	擁壁の断面図	○	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	(任意様式) 縮尺：1/50 以上 ・擁壁を設置する場合に作成。	省令7条1項1号 省令63条1項1号
17	擁壁の背面図	○	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	(任意様式) 縮尺：1/50 以上 ・擁壁を設置する場合に作成。	
18	擁壁の構造計算書	○	擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定	(任意様式) ・鉄筋又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合に作成。	省令7条1項2号 省令63条1項1号

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
19	大臣認定擁壁に係る書類	○	・国土交通大臣の認定を得ていることを証する書類 ・計画条件が認定条件を満足していることを証する書類	(任意様式) ・大臣認定擁壁を設置する場合に提出。(政令 17 条)	省令 7 条 1 項 12 号 省令 63 条 1 項 2 号
20	崖面崩壊防止施設の断面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	(任意様式) 縮尺：1/50 以上 ・崖面崩壊防止施設を設置する場合に作成。	省令 7 条 1 項 1 号 省令 63 条 1 項 1 号
21	崖面崩壊防止施設の背面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	(任意様式) 縮尺：1/50 以上 ・崖面崩壊防止施設を設置する場合に作成。 ・水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載。	省令 7 条 1 項 1 号 省令 63 条 1 項 1 号
22	盛土の安定計算書	○	土質試験等に基づく地盤の安定計算	(任意様式) ・溪流等において高さ 15m 超の盛土をする場合に作成。(政令第 7 条 2 項 2 号に該当する場合。) ・市内の溪流等の位置は、富山市ホームページで公開しています。	省令 7 条 1 項 3 号 省令 63 条 1 項 1 号
23	土地付近状況写真	◎	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式) ・土地の四方から撮影した写真。	省令 7 条 1 項 6 号 省令 63 条 1 項 1 号
24	設計者資格	○	・設計者資格申告書 ・設計者の資格に関する卒業証明書等の写し又は免許証等の写し	(要綱様式第 5 号) ・高さ 5m 超の擁壁又は面積 1,500 m ² 超の盛土若しくは切土における排水施設を設置する場合に提出。(政令 21 条各号に該当する場合。) ・詳細は「3.3 資格を有する者の設計対象工事、設計者の資格」を参照。	省令 7 条 1 項 5 号 省令 63 条 1 項 1 号 要綱 5 条
25	申請者の証明書類	◎	□個人の場合 ・住民票の写しや個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類 □法人の場合 ・全部事項証明書(原本) ・役員の住民票の写しや個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	(官公庁が発行する書類等)	省令 7 条 1 項 7 号、 8 号 省令 63 条 1 項 1 号
26	土地所有者等の同意を得たことを証する書類	◎	工事同意書	(要綱様式第 6 号) ・土地所有者等全ての押印をすること。 ・詳細は「3.6 土地所有者等の同意」を参照。	省令 7 条 1 項 10 号 省令 63 条 1 項 1 号 要綱 6 条

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
27	周辺地域住民への周知措置を講じたことを証する書類	◎	<input type="checkbox"/> 共通 ・周知措置報告書 <input type="checkbox"/> 説明会を開催した場合 ・開催の周知を行った範囲を示した位置図及び説明会の資料 <input type="checkbox"/> 書面を配布した場合 ・配布した範囲を示した位置図及び配布した資料 <input type="checkbox"/> 掲示とインターネットを利用して周知した場合 ・掲示場所の位置図、掲示版の写真及びインターネット閲覧ページの写し	(要綱様式第7号) ・詳細は「3.7 周辺住民への周知」を参照。	省令7条1項11号 省令63条1項1号 要綱7条
28	工事主の資力・信用を証する書類	◎	<input type="checkbox"/> 共通 ・資力信用申告書 ・直近3年の納税証明書 <input type="checkbox"/> 自己資金で調達する場合 ・金融機関の預金を証明する書類 <input type="checkbox"/> 借入金で調達する場合 ・金融期間の融資を証明する書類 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者の場合 ・宅地建物取引業法による免許を受けていることを証する書類	(細則様式第2号) ・納税証明書は、法人にあつては法人税、個人にあつては所得税に係るもの。 ・詳細は「3.4 工事主の資力・信用」を参照。	省令7条1項12号 省令63条1項2号 細則4条1号
29	資金計画書	◎	工事主の当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	(省令別記様式第三)	省令7条1項9号 省令63条1項1号
30	工事施行者の工事能力を証する書類	◎	<input type="checkbox"/> 共通 ・工事施行能力申告書 <input type="checkbox"/> 法人の場合 ・全部事項証明書(原本) <input type="checkbox"/> 建設業法の許可を受けている場合 ・建設業法の許可を受けていることを証する書類	(細則様式第3号) ・詳細は「3.5 工事施行者の能力」を参照。	省令7条1項12号 省令63条1項2号 細則4条5号

(備考)

- ・ 官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書等は、取得から3か月以内のものを提出してください。
- ・ 富山市盛土規制法運用マニュアル【技術的基準編】の「技術的基準適合チェックリスト」にて、適合を確認の上、申請書類に添付してください。
- ・ その他市長が必要と認める書類(細則4条12号)を求める場合があります。

表 2-3 許可申請に必要な書類（土石の堆積）

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
1	土石の堆積に関する工事の許可申請書	◎	様式内の必要項目	(省令別記様式第四)	省令 7 条 2 項 省令 63 条 2 項
2	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	(任意様式) 縮尺：1/10,000 以上	省令 7 条 2 項 1 号 省令 63 条 2 項 1 項
3	地形図	◎	方位及び土地の境界線	(任意様式) 縮尺：1/2,500 以上 ・等高線は 2m の標高差を示すものとする。	
4	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	(任意様式) 縮尺：1/500 以上 ・工区に分けたときは図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示。 ・断面図と照合できるように記号を記載。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を記載。	
5	土地の断面図	◎	土石の堆積を行う土地の地盤面	(任意様式) 縮尺：1/500 以上 ・高低差の著しい箇所（地盤の変化の大きな部分で直交する 2 方向）について作成。	
6	土地の公図の写し	◎	工事をしようとする土地の部分（申請書 5 欄に関する部分）	(官公庁が発行する書類)	省令 7 条 2 項 10 号 省令 63 条 2 項 2 号 細則 4 条 8 号
7	土地の全部事項証明書（原本）	◎	工事をしようとする土地の部分（申請書 5 欄に関する部分）	(官公庁が発行する書類)	
8	土地の求積図	◎	工事をしようとする土地の部分（申請書 5 欄に関する部分）	(任意様式)	省令 7 条 2 項 10 号 省令 63 条 2 項 2 号 細則 4 条 9 号
9	堆積土石の崩壊を防止するための措置に係る書類	○	措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	(任意様式) ・土石の堆積を行う面（鋼板等を使用したものであって、勾配が 10 分の 1 以下であるものに限る。）を有する堅固な構造物等又は堆積した土石の滑動を防ぐ若しくは滑動する堆積した土石を支えるための構造物等を設置する場合に作成。（省令 32 条）	省令 7 条 2 項 1 号 省令 63 条 2 項 1 項

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
10	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置に係る書類	○	措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	(任意様式) ・堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等の設置又は堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等により内部に雨水や地表水が浸入することを防ぐための措置及び堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等により堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊若しくは滑りが生じないようにするための措置を講ずる場合に作成。(省令34条1項各号に該当する場合。)	省令7条2項3号 省令63条2項1号
11	土地付近状況写真	◎	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式) ・土地の四方から撮影した写真。	省令7条2項4号 省令63条2項1項
12	申請者の証明書類	◎	<input type="checkbox"/> 個人の場合 ・住民票の写しや個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類 <input type="checkbox"/> 法人の場合 ・全部事項証明書(原本) ・役員の住民票の写しや個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	(官公庁が発行する書類等)	省令7条2項5号、6号 省令63条2項1号
13	土地所有者等の同意を得たことを証する書類	◎	工事同意書	(要綱様式第6号) ・土地所有者等全ての押印をすること。 ・詳細は「3.6土地所有者等の同意」を参照。	省令7条2項8号 省令63条2項1号 要綱6条
14	周辺地域住民への周知措置を講じたことを証する書類	◎	<input type="checkbox"/> 共通 ・周知措置報告書 <input type="checkbox"/> 説明会を開催した場合 ・開催の周知を行った範囲を示した位置図及び説明会の資料 <input type="checkbox"/> 書面を配布した場合 ・配布した範囲を示した位置図及び配布した資料 <input type="checkbox"/> 掲示とインターネットを利用して周知した場合 ・掲示場所の位置図、掲示版の写真及びインターネット閲覧ページの写し	(要綱様式第7号) ・詳細は「3.7周辺住民への周知」を参照。	省令7条2項9号 省令63条2項1号 要綱7条

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
15	工事主の資力・ 信用を証する 書類	◎	<input type="checkbox"/> 共通 ・資力信用申告書 ・直近3年の納税証明書 <input type="checkbox"/> 自己資金で調達する場合 ・金融機関の預金を証明する書類 <input type="checkbox"/> 借入金で調達する場合 ・金融期間の融資を証明する書類 <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者の場合 ・宅地建物取引業法による免許を受けていることを証する書類	(細則様式第2号) ・納税証明書は、法人にあつては法人税、個人にあつては所得税に係るもの。 ・詳細は「3.4 工事主の資力・信用」を参照。	省令7条2項10号 省令63条2項2号 細則4条1号
16	資金計画書	◎	工事主の当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	(省令別記様式第五)	省令7条2項7号 省令63条2項1号
17	工事施行者の 工事能力を証 する書類	◎	<input type="checkbox"/> 共通 ・工事施行能力申告書 <input type="checkbox"/> 法人の場合 ・全部事項証明書(原本) <input type="checkbox"/> 建設業法の許可を受けている場合 ・建設業法の許可を受けていることを証する書類	(細則様式第3号) ・詳細は「3.5 工事施行者の能力」を参照。	省令7条2項10号 省令63条2項2号 細則4条5号

(備考)

- ・ 官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書等は、取得から3か月以内のものを提出してください。
- ・ 富山市盛土規制法運用マニュアル【技術的基準編】の「技術的基準適合チェックリスト」にて、適合を確認の上、申請書類に添付してください。
- ・ その他市長が必要と認める書類(細則4条12号)を求める場合があります。

2.5 許可申請の手数料

富山市では、許可申請に係る手数料を条例により「表 2-4」とおり定めています。許可申請時にお渡しする納付書にて、速やかに納付をお願いします。なお、納付後は、払込受領証の写しを都市計画課の窓口までご提出ください。

※盛土又は切土をする土地の面積及び工事の区分によって手数料の額が異なりますので、誤りのないようにしてください。

表 2-4 許可申請手数料（1 件につき）

土地の形質変更（盛土・切土）又は 土石の堆積をする土地の面積※	土地の形質変更 （盛土・切土）	土石の堆積 （仮置き）
500m ² 以内	14,000 円	14,000 円
500m ² を超え 1,000m ² 以内	24,000 円	17,000 円
1,000m ² を超え 2,000m ² 以内	35,000 円	19,000 円
2,000m ² を超え 3,000m ² 以内	51,000 円	24,000 円
3,000m ² を超え 5,000m ² 以内	64,000 円	34,000 円
5,000m ² を超え 10,000m ² 以内	85,000 円	38,000 円
10,000m ² を超え 20,000m ² 以内	133,000 円	46,000 円
20,000m ² を超え 40,000m ² 以内	208,000 円	63,000 円
40,000m ² を超え 70,000m ² 以内	330,000 円	86,000 円
70,000m ² を超え 100,000m ² 以内	474,000 円	129,000 円
100,000m ² 超	617,000 円	158,000 円

※手数料算定に係る面積は、許可申請書 口欄の面積によります。

〔富山市手数料条例別表 2 72 の 2〕

2.6 許可の特例の手続き

2.6.1 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事の協議

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等の工事を行う場合は、工事着手前までに協議を行ってください。(協議書類等は、「表 2-5」から「表 2-7」までを参照してください。)

<留意事項>

- ・「1.5 許可・届出を要しない工事」に規定されている公共施設用地等での工事は、許可・届出が不要となるため、協議の必要はありません。
- ・協議後成立後は、通常の許可申請工事と同様に、標識の設置や定期報告、中間検査、完了検査等の手続きを行ってください。(手続きの詳細は、「1.6 許可・届出の特例」及び「4. 工事の許可後における手続き」を参照してください。)

表 2-5 協議の標準処理期間

区分	標準処理期間※
土地の形質変更（宅地造成、特定盛土等）	30 日
土石の堆積	14 日

※標準処理期間に、事前相談や申請書の不備などの是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。
 ※規模の大きな工事や審査のために必要な資料などの提供を求める場合など、標準処理期間内に処理がなされない場合があります。

※申請窓口の執務が行われない休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律の休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は期間に含まれません。

表 2-6 協議に必要な書類（土地の形質変更）

No.	書類等の種類	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書	様式内の必要項目	(要綱様式第 12 号)	要綱 13 条 1 項
2	許可申請と同様の添付書類	許可申請と同様の内容	(許可申請と同様の様式) ・「申請書の証明書類」、 「工事主の資力・信用を証する書類」、「資金計画書」は不要。 ・詳細は「2.4 許可申請に必要な書類」を参照。	

表 2-7 協議に必要な書類（土石の堆積）

No.	書類等の種類	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
1	土石の堆積に関する 工事の協議申出書	様式内の必要項目	（要綱様式第 13 号）	要綱 13 条 2 項
2	許可申請と同様の添 付書類	許可申請と同様の 内容	（許可申請と同様の様 式） ・「申請書の証明書類」、 「工事主の資力・信用を 証する書類」、「資金計画 書」は不要。 ・詳細は「2.4 許可申請 に必要な書類」を参照。	

2.6.2 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発行為の許可を受けたもの

都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の開発行為の許可を受けたものは、盛土規制法の許可を受けたものとみなされるため、盛土規制法許可申請は不要です。

ただし、「表 2-8」の盛土規制法（細則・要綱を含む。）の規定は、適用を受けることとなりますので、必ず必要な手続き等を行ってください。

<p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第 35 条の 2 第 1 項に基づく変更開発許可又は同条第 3 項に基づく軽微な変更の届出についても、盛土規制法による変更許可又は軽微な変更の届出とみなします。 ・特定盛土等規制区域における届出（法第 27 条第 1 項）の対象工事の場合、開発行為の許可により、当該届出をしたものとみなします。 	
---	--

表 2-8 都市計画法の開発行為で必要となる盛土規制法関係の手続き

盛土規制法		左記の適用の有無		手続きの詳細
規定	条項			
住民への周知	法第 11 条 法第 29 条	—	—	—
工事の許可 ・土地所有者等の同意 ・許可の公表、通知等	法第 12 条 法第 30 条	—	建築指導課へ申請すること（都市計画法の規定に従う）	—
工事の技術的基準等	法第 13 条 法第 31 条	適用	都市計画課へ事前相談すること	P28、29
許可証の交付又は 不許可の通知	法第 14 条 法第 33 条	—	建築指導課にて交付・通知する（都市計画法の規定に従う）	—
変更の許可等	法第 16 条 法第 35 条	—	建築指導課へ申請すること（都市計画法の規定に従う）	—
完了検査等	法第 17 条 法第 36 条	—	建築指導課へ申請すること（都市計画法の規定に従う）※	—
中間検査	法第 18 条 法第 37 条	適用	都市計画課へ申請し、検査を受けること（手数料有り）	P42、43
定期の報告	法第 19 条 法第 38 条	適用	都市計画課へ報告すること	P46、47
監督処分	法第 20 条 法第 39 条	適用	—	—
標識の提示	法第 49 条	適用	都市計画法の開発行為と盛土規制法の両方の標識を掲示すること	P35
工事着手の届出	要綱第 10 条	—	建築指導課へ届出すること（開発行為（要綱）の規定に従う）	—
工事廃止の届出	要綱第 11 条	—	建築指導課へ届出すること（都市計画法の規定に従う）	—
工事中止・再開の届出	要綱第 12 条	適用	都市計画課へ届出すること	P41

※都市計画法第 36 条第 1 項の規定による届出（完了届出）又は同条第 2 項の規定により交付された検査済証をもって、盛土規制法に基づく完了検査申請又は検査済証とみなします。

3. 工事の許可基準

3.1 許可基準の概要

宅地造成等の工事の許可にあたっては、「表 3-1」の法令基準に適合していることが必要となるため、許可申請及び添付書類により、法令基準への適合を審査します。

表 3-1 工事の許可基準等

内容	根拠法令
<ul style="list-style-type: none">・政令で定める技術的基準に従い災害を防止するために必要な措置が講ぜられたものであること。・工事主に<u>工事を行うために必要な資力及び信用</u>があること。・工事施行者に<u>工事を完成するために必要な能力</u>があること。・工事をしようとする土地所有者等の<u>全ての同意</u>を得ていること。	法第 12 条第 2 項各号、第 30 条第 2 項各号
<ul style="list-style-type: none">・工事主は、工事の施行に係る<u>土地の周辺地域の住民</u>に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する<u>工事の内容</u>を周知させるため必要な措置を講じなければならない。	法第 11 条、法第 29 条

3.2 技術的基準

宅地造成等の工事の許可にあたり適合が必要となる政令で定める技術的基準の概要は、「表 3-2」及び「表 3-3」のとおりです。詳細については、国の技術的助言である「盛土等防災マニュアル」や富山市の「富山市盛土規制法運用マニュアル【技術的基準編】」を参考としてください。

なお、工事の計画に当たっては現地調査を入念に行ったうえで、これらに適合する計画とするよう留意するとともに、「富山市盛土規制法運用マニュアル【技術的基準編】」の「技術的基準適合チェックリスト」にて、適合を確認してください。

□国土交通省「盛土等防災マニュアル」

URL： <https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf>

□国土交通省「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」

（令和 5 年 5 月 26 日付け国官参宅第 12 号・5 農振第 659 号・5 林整治第 244 号）

URL： <https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001611864.pdf>

□富山市「富山市盛土規制法運用マニュアル【技術的基準編】」

URL： <https://www.city.toyama.lg.jp/shisei/machizukuri/1010787/1016339.html>

表 3-2 政令の技術的基準の概要（土地の形質変更）

技術的基準	政 令	内 容
地盤について講ずる措置	第 7 条第 1 項第 1 号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 7 条第 1 項第 2 号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第 7 条第 2 項第 1 号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第 7 条第 2 項第 2 号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第 12 条各号の土地において、高さ 15m を超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第 7 条第 2 項第 3 号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置	第 8 条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第 9 条～第 13 条	擁壁の構造について（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第 17 条	国土交通大臣認定※1 による特殊材料又は構法の擁壁について
崖面崩壊防止施設の設置	第 14 条第 1 項第 1 号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第 14 条第 1 項第 2 号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置	第 15 条第 1 項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について（石張り、芝張り、モルタル吹付け等）
	第 15 条第 2 項	地表面※2 の雨水その地の地表水からの侵食からの保護について（植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置	第 16 条	排水施設の構造、機能について

※1 国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページ（下記）で公表されています。
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html

※2 特定盛土等に関する工事では、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。

表 3-3 政令の技術的基準の概要（土石の堆積）

技術的基準	政 令	内 容
土石の堆積に伴い必要となる措置	第 19 条第 1 項第 1 号	勾配の制限について（勾配 1/10 以下）
	第 19 条第 1 項第 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 19 条第 1 項第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第 19 条第 1 項第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第 19 条第 1 項第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について

3.3 資格を有する者の設計対象工事、設計者の資格

宅地造成等の工事で「表 3-4」に該当するものは、「表 3-5」の資格を有する者が設計しなければなりません。

※該当する工事の場合は、設計者資格申告書（要綱様式第 5 号）及び証明書類を許可申請書に添えて提出してください。

表 3-4 資格を有する者の設計対象工事

- ・ 高さが 5m を超える擁壁の設置
- ・ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置

[法 13 条 2 項、31 条 2 項、政令 21 条各号]

表 3-5 必要となる設計者の資格(次のいずれか)

- ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者【政令第 22 条第 1 号】
- ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者【政令第 22 条第 2 号】
- ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者【政令第 22 条第 3 号】
- ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者【政令第 22 条第 4 号】
- ⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者（以下、ア～オのとおり。）【政令第 22 条第 5 号】
 - ア 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者【省令第 35 条第 1 号】
 - イ アに該当する者のほか、国土交通大臣が①から④のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者【省令第 35 条第 2 号】
 - ウ 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者【昭和 37 年建設省告示第 1005 号】
 - エ 技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）の施行の際現に技術士法による第 2 次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 45 号）の施行の際現に技術士法による第 2 次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）【昭和 37 年建設省告示第 1005 号】
 - オ 建築士法による一級建築士の資格を有する者【昭和 37 年建設省告示第 1005 号】

3.4 工事主の資力・信用

宅地造成等の工事の許可にあたっては、工事主に工事を行うために必要な資力及び信用が求められます。このため、「表3-6」の申請書類により、工事主に資力及び信用を有することを確認します。なお、過去に法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合等には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

表3-6 資力・信用を確認するための書類

申請者が個人の場合	申請者が法人の場合
<input type="checkbox"/> 共通 ・住民票の写しや個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類 ・資金計画書 ・資力信用申告書 ・直近3年の納税証明書（所得税）	<input type="checkbox"/> 共通 ・法人の全部事項証明書（原本） ・役員の住民票の写しや個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類 ・資金計画書 ・資力信用申告書 ・直近3年の納税証明書（法人税）
<input type="checkbox"/> 自己資金で調達する場合 ・金融機関の預金を証明する書類	<input type="checkbox"/> 自己資金で調達する場合 ・金融機関の預金を証明する書類
<input type="checkbox"/> 借入金で調達する場合 ・金融期間の融資を証明する書類	<input type="checkbox"/> 借入金で調達する場合 ・金融期間の融資を証明する書類
<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者の場合 ・宅地建物取引業法による免許を受けていることを証する書類	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業者の場合 ・宅地建物取引業法による免許を受けていることを証する書類

3.5 工事施行者の能力

宅地造成等の工事の許可にあたっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。このため、「表3-7」の申請書類により、工事施行者に工事を完遂することができる技術力・財産的基礎があることを確認します。

表3-7 工事施行者の能力を確認するための書類

<input type="checkbox"/> 共通 ・工事施行能力申告書
<input type="checkbox"/> 法人の場合 ・全部事項証明書（原本）
<input type="checkbox"/> 建設業法の許可を受けている場合 ・建設業法の許可を受けていることを証する書類

3.6 土地所有者等の同意

宅地造成等の工事の許可にあたっては、あらかじめ、工事をしようとする土地の所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借権を有する者又は使用収益権（永小作権、地役権等）を有する者の同意が必要です。

なお、抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く）については、ただちに土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意は不要です。

※同意取得にあたっては、工事同意書（要綱様式第6号）を使用することとし、許可申請書に添えて提出してください。

【補足】

- ・次に該当する場合、土地所有者等の同意の取得は不要です。
 - ① 土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業
 - ② 土地収用法第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業
 - ③ 都市再開発法第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業
 - ④ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第2条第4号に規定する住宅街区整備事業
 - ⑤ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第2条第5号に規定する防災街区整備事業
 - ⑥ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項に規定する地域福利増進事業のうち同法第19条第1項に規定する使用権設定土地において行うもの
- ・当該土地の権利を有する者が国又は地方公共団体等の公共機関の場合には、申請者が土地の貸付け等に関する協議を開始している旨の当該公共機関の交付する証明により同意を得たことに代えることができます。ただし、許可申請書には、当該公共機関と土地の貸付け等に係る契約締結等を行ったことを証する書類等の写しの添付が必要です。

[法12条2項4号、30条2項4号、政令5条2項各号、29条2項]

3.7 周辺住民への周知

宅地造成等の工事の許可にあたっては、工事をする土地の周辺地域の住民等に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じることが必要です。周知方法、周知事項及び周知範囲は、「表 3-8」及び「表 3-9」のとおりです。

なお、周辺住民とのトラブル防止の観点から、必要に応じて影響が大きい隣接地等の住民に対して個別に説明を行う等、工事に対して理解が得られるよう努めてください。

※周知の結果については、周知措置報告書（要綱様式第 7 号）を使用することとし、許可申請書に添えて提出してください。

表 3-8 周辺住民への周知方法・周知事項

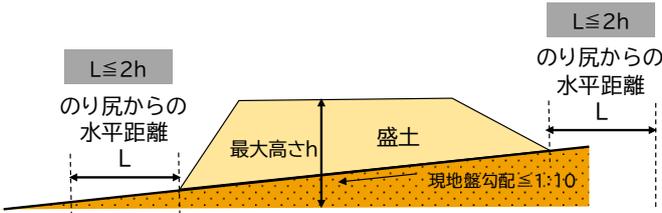
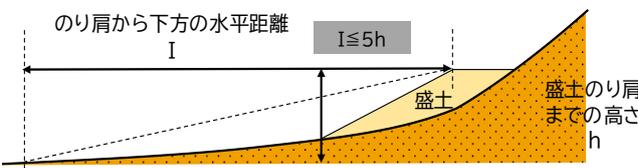
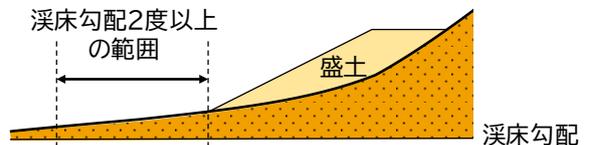
周知方法	周知事項（共通）
次のいずれかの方法による ・説明会の開催※ ・書面の配布 ・工事を行う土地又はその周辺での掲示及びインターネットを利用した閲覧	・工事主の氏名又は名称 ・工事が施行される土地の所在地 ・工事施行者の氏名又は名称 ・工事の着手予定日及び完了予定日 ・盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ ・盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積 ・盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量

※溪流等において高さが 15m を超える盛土を行う場合は、説明会の開催が必須となります。

※市内の溪流等の位置は、富山市ホームページで公開しています。

[法 11 条、29 条、省令 6 条各号、62 条]

表 3-9 周辺住民への周知範囲

区分	周知範囲・参考図
① 平地盛土※1 ② 切土 ③ 土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（下図 L の範囲） ・盛土等を行う土地の隣接地 ・盛土等を行う土地が属する町内会等の範囲 
④ 腹付け盛土※2	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（下図の範囲） ・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる町内会等の範囲 
⑤ 溪流等※3における高さ 15mを超える盛土 ⑥ 溪流等※3における盛土（⑤を除く） ⑦ 谷埋め盛土※4（⑤及び⑥を除く） ⑧ ④腹付け盛土のうち、参考図の I の範囲に溪流等※3の溪流が存在するもの（⑤及び⑥を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・下流の溪流勾配が2度以上の範囲（下図の範囲） ・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる町内会等の範囲 

※1 平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 ※2 腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
 ※3 市内の溪流等の位置は、富山市ホームページで公開しています。
 ※4 谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土
 [国土交通省「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」]

4. 工事の許可後における手続き

4.1 標識の掲示

工事の許可を受けた工事主又は特定盛土等規制区域における届出（「5.1 特定盛土等規制区域における工事の届出」を参照。）をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、標識を掲示する必要があります。標識の様式、記載事項及びサイズは「表 4-1」及び「図 4-1」のとおりです。

表 4-1 標識の様式・記載事項

様式	記載事項
□土地の形質変更の場合 ・省令別記様式第二十三	① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
□土石の堆積の場合 ・省令別記様式第二十四	② 工事の許可年月日及び許可番号 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問い合わせを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

[法 49 条、省令 87 条各号]

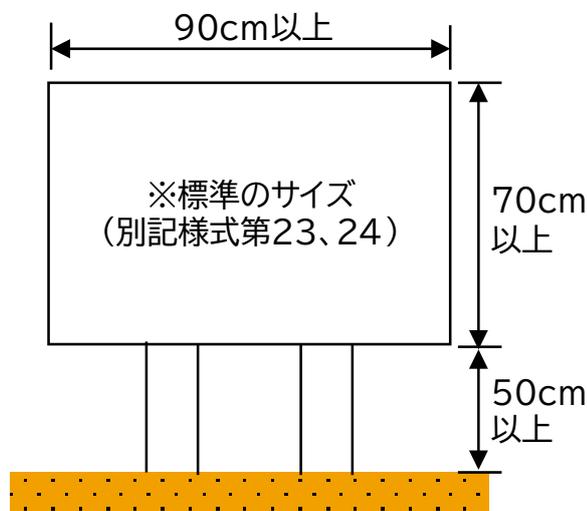


図 4-1 標識のサイズ

4.2 着手の届出

工事の許可を受けた工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに届け出る必要があります。届出をしようとする工事主は、「表 4-2」の書類を 2部（正本1部、副本1部） 提出してください。

表 4-2 工事着手の届出の様式・添付書類

様式	添付書類
工事着手届 (要綱様式第9号)	・ 標識の設置状況を明らかにする書類 (標識の設置位置図、標識の記載事項・寸法が分かる写真) ・ 工事の工程を示す書類 (工事工程、定期報告・中間検査・完了検査の実施時期を明示)
提出期限	
工事着手後速やかに	

[要綱 10 条]

4.3 工事の変更許可申請・届出等

4.3.1 変更許可申請の手続き

工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとするときは、軽微な変更（「表 4-3」に該当する変更）を除き、変更部分の工事に着手する前に許可が必要となります。（標準処理期間は、「表 4-4」を参照。）

変更許可申請をしようとする工事主は、土地の形質変更に関する工事の場合は「表 4-5」の書類を、土石の堆積に関する工事の場合は「表 4-6」の書類を 2 部（正本 1 部、副本 1 部） 提出してください。

なお、軽微な変更をしたときは、速やかに、その旨を届け出る必要があります。（手続きの詳細は「4.3.3 軽微な変更の届出」を参照してください。）

表 4-3 軽微な変更の内容（変更許可申請が不要で届出が必要となるもの）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更・ 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更・ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更・ 工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日の変更 <p>（ただし、土石の堆積に関する工事にあつては、変更前の工事予定期間を超えない範囲での期間の変更に限ります。変更前の工事予定期間を超える変更は、変更の許可が必要となります。）</p> |
|--|

[省令 38 条 1 項各号、同条 2 項各号、68 条 1 項、同条 2 項]

表 4-4 変更許可申請の標準処理期間

区分	標準処理期間※
土地の形質変更（宅地造成、特定盛土等）	30 日
土石の堆積	14 日

※標準処理期間に、事前相談や申請書の不備などの是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。

※規模の大きな工事や審査のために必要な資料などの提供を求める場合など、標準処理期間内に処理がなされない場合があります。

※申請窓口の執務が行われない休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律の休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は期間に含まれません。

表 4-5 変更許可申請に必要な書類（土地の形質変更）

No.	書類等の種類	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
1	宅地造成及び特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	様式内の必要項目	(省令別記様式第七)	省令 37 条 1 項 省令 67 条 1 項
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	許可申請の内容と同じ	(許可申請の様式と同じ) ・当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること。	

表 4-6 変更許可申請に必要な書類（土石の堆積）

No.	書類等の種類	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
1	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	様式内の必要項目	(省令別記様式第八)	省令 37 条 2 項 省令 67 条 2 項
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	許可申請の内容と同じ	(許可申請の様式と同じ) ・当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること。	

4.3.2 変更許可申請の手数料

富山市では、変更許可申請に係る手数料を条例により「表4-7」のとおり定めています。変更許可申請時にお渡しする納付書にて、速やかに納付をお願いします。なお、納付後は、払込受領証の写しを都市計画課の窓口までご提出ください。

※盛土又は切土をする土地の面積及び工事の区分によって手数料の額が異なりますので、誤りのないようにしてください。

表 4-7 変更許可申請手数料（1件につき）

区分	土地の形質変更 (盛土・切土)	土石の堆積 (仮置き)
次の①～③に該当する金額の合計額 (ただし上限額は右記の金額)	617,000 円	158,000 円
① 新たな土地の編入に係る設計変更	編入される土地の面積の金額	
② 新たな土地の編入に係らない設計 変更（土地の縮小を含む。）	変更後の土地の面積の金額 × 1/10 (土地の縮小に係る場合は、縮小後の土地の面積の金額× 1/10)	
③ その他の変更	10,000 円	

※土地の面積の金額は、「2.5 許可申請の手数料」によります。

[富山市手数料条例別表 2 72の3]

【参考】変更許可申請手数料の算定例（土地の形質変更の場合）

- ① 新たな土地の編入に係る場合・・・面積が“増”となる場合
当初面積 15,000 m² 変更後面積 16,000 m² 変更増 1,000 m²
⇒ 手数料 変更増面積の金額 24,000 円
- ② 新たな土地の編入に係らない場合・・・面積が“同じ”又は“減”となる場合
当初面積 15,000 m² 変更後面積 14,000 m² 変更減 1,000 m²
⇒ 手数料 変更後面積の金額 133,000 円 × 1/10 = 13,300 円

4.3.3 軽微な変更の届出

工事の許可を受けた工事主は、軽微な変更（「4.3.1 変更許可申請の手続き」を参照。）をしたときは、遅滞なく、届け出る必要があります。

届出をしようとする工事主は、「表4-8」の書類を 2部（正本1部、副本1部）提出してください。

表 4-8 軽微な変更の届出の様式・届出の期限

様式	届出の期限
工事変更届（細則様式第4号）	軽微な変更後速やかに

[法16条2項、法35条2項、細則第5条]

4.3.4 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う工事の変更協議

国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が行う宅地造成等の工事で、協議が成立したものについて、当該許可に係る工事の計画を変更しようとするとき、軽微な変更（「4.3.1 変更許可申請の手続き」の「表 4-3」に該当する変更）を除き、変更部分の工事に着手する前に変更協議が必要となります。

変更の協議に係る標準処理日数や提出書類は、「表 4-9」から「表 4-11」までのとおりです。

なお、軽微な変更をしたときは、速やかに、その旨を届け出る必要があります。（手続きの詳細は「4.3.3 軽微な変更の届出」を参照してください。）

表 4-9 変更協議の標準処理期間

区分	標準処理期間※
土地の形質変更（宅地造成、特定盛土等）	30 日
土石の堆積	14 日

※標準処理期間に、事前相談や申請書の不備などの是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。
 ※規模の大きな工事や審査のために必要な資料などの提供を求める場合など、標準処理期間内に処理がなされない場合があります。
 ※申請窓口の執務が行われない休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律の休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）は期間に含まれません。

表 4-10 変更協議に必要な書類（土地の形質変更）

No.	書類等の種類	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書	様式内の必要項目	（要綱様式第 14 号）	要綱 14 条 1 項
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	当初協議の内容と同じ	（当初協議の様式と同じ） ・当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること。	

表 4-11 変更協議に必要な書類（土石の堆積）

No.	書類等の種類	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
1	土石の堆積に関する工事の協議申出書	様式内の必要項目	（要綱様式第 15 号）	要綱 14 条 2 項
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	当初協議の内容と同じ	（当初協議の様式と同じ） ・当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること。	

4.4 廃止の届出

工事の許可を受けた工事主又は届出（特定盛土等規制区域における届出、擁壁等の除却の届出又は規制区域指定の際に施工中の工事の届出に限る。）をした工事主は、当該工事を廃止したときは、速やかに届け出る必要があります。

届出をしようとする工事主は、「表 4-12」の書類を 2 部（正本 1 部、副本 1 部） 提出してください。

なお、既に着手している工事を廃止するときは、工事途中の状態では放置すると災害につながる恐れがあるため、災害防止のために必要な措置が完了している必要があります。

表 4-12 廃止の届出の様式・提出書類等

様式	添付書類
工事廃止届 (要綱様式第 10 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止時の工事状況を明らかにする書類 (廃止時の工事の進捗状況を示す平面図及び写真) ・ 防災措置等の実施状況を明らかにする書類 (図面等)
提出期限	
工事廃止後速やかに	

[要綱 11 条]

4.5 中止・再開の届出

工事の許可を受けた工事主又は届出（特定盛土等規制区域における届出、擁壁等の除却の届出又は規制区域指定の際に施行中の工事の届出に限る。）をした工事主は、当該工事を中止し、又は中止した工事を再開したときは、速やかに届け出る必要があります。

届出をしようとする工事主は、「表 4-13」の書類を 2 部（正本 1 部、副本 1 部） 提出してください。

なお、既に着手している工事を中止するときは、工事途中の状態では放置すると災害につながる恐れがあるため、災害防止のために必要な措置が完了している必要があります。

表 4-13 中止・再開の届出の様式・提出書類等

様式	添付書類
工事中止・再開届 (要綱様式第 11 号)	<input type="checkbox"/> 中止の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中止時の工事状況を明らかにする書類 (中止時の工事の進捗状況を示す平面図及び写真) ・ 防災措置等の実施状況を明らかにする書類 (図面等) <input type="checkbox"/> 再開の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の工程を示す書類 (工事工程、定期報告・中間検査・完了検査の実施時期を明示)
提出期限	
工事中止・再開後速やかに ※中止期間の目安：1 年以上	

[要綱 12 条]

4.6 中間検査

4.6.1 中間検査の手続き

許可を受けた工事主は、「表 4-14」に該当する規模の工事で特定工程を含む場合にあつては、中間検査を受ける必要があります。

中間検査を受けようとする工事主は、「表 4-15」の書類を所定の期限までに 2 部（正本 1 部、副本 1 部）提出し、検査を受けてください。

なお、検査の結果、その工事が計画の内容や技術的基準に適合していると認めた場合は、中間検査合格証を交付します。（検査項目は、「表 4-16」のとおりです。）

<留意事項>

- ・ 中間検査に合格し、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、特定工程後の工程（排水施設の周囲を砕石等で埋める工事）に着手することができません。
- ・ 許可又は変更許可を工区に分けて受けたときは、当該工区ごとに中間検査を行うことができます。（要綱第 17 条）

表 4-14 中間検査の対象

中間検査を要する規模	中間検査対象となる特定工程
ア 盛土で高さ 2 m 超の崖を生ずるもの イ 切土で高さ 5 m 超の崖を生ずるもの ウ 盛土と切土を同時に行い、高さ 5 m 超の崖を生ずるもの（ア、イを除く） エ 盛土で高さ 5 m を超えるもの（ア、ウを除く） オ 30cm を超える盛土又は切土の部分の面積が 3,000㎡ を超えるもの（ア～エを除く）	<u>盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工程</u> （「図 4-2」を参照）

※表に該当しない土地の形質変更及び土石の堆積に関する工事は、中間検査不要です。

〔法 18 条 1 項、37 条 1 項、政令 23 条各号、24 条 1 項、32 条 1 項、同条 2 項〕

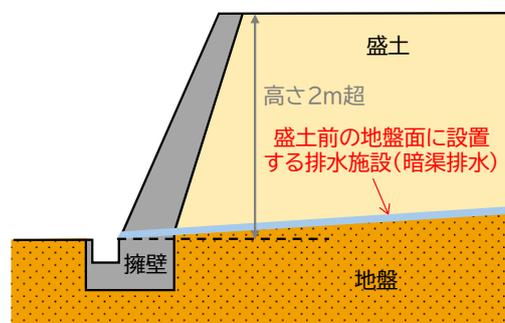


図 4-2 盛土における特定工程のイメージ図※

※切土の場合は、湧水対策として切土面に設置する排水施設が特定工程に該当します。（擁壁等で覆われる前に中間検査において確認します。）

表 4-15 中間検査の申請書類・申請期限

申請書類	申請期限
<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書（省令別記様式第十三） ・ 検査対象を明示した平面図 ・ 検査対象の写真 ・ その他市長が必要と認める書類 	排水施設の設置から4日以内

〔省令 45 条、46 条、75 条、76 条〕

表 4-16 中間検査の項目

工種	項目	判断基準
排水施設	施設配置	計画配置（位置、延長、間隔、勾配等）（申請書類）
	施設構造	計画構造（材料、管径、厚さ、幅、勾配等）（申請書類）

〔盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）〕

4.6.2 中間検査の手数料（都市計画法の開発行為のみ）

富山市では、都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項に基づく開発許可を受け、盛土規制法による許可を受けたものとみなされた工事に係る中間検査の手数料を条例により「表 4-17」のとおり定めています。中間検査申請時にお渡しする納付書にて、速やかに納付をお願いします。なお、納付後は、払込受領証の写しを都市計画課の窓口までご提出ください。
※盛土又は切土をする土地の面積によって手数料の額が異なりますので、誤りのないようにしてください。

※開発行為に該当しない盛土規制法の工事については、許可申請手数料に中間検査手数料を含むため、別途、中間検査手数料を納付する必要はありません。

表 4-17 中間検査手数料（1 件につき）

土地の形質変更（盛土・切土）をする土地の面積	手数料の金額
500m ² 以内	2,900 円
500m ² を超え 1,000m ² 以内	3,500 円
1,000m ² を超え 2,000m ² 以内	4,000 円
2,000m ² を超え 3,000m ² 以内	5,300 円
3,000m ² を超え 5,000m ² 以内	7,700 円
5,000m ² を超え 10,000m ² 以内	8,800 円
10,000m ² を超え 20,000m ² 以内	11,000 円
20,000m ² を超え 40,000m ² 以内	20,000 円
40,000m ² を超え 70,000m ² 以内	35,000 円
70,000m ² を超え 100,000m ² 以内	55,000 円
100,000m ² 超	76,000 円

〔富山市手数料条例別表 2 72 の 4〕

4.7 完了検査・除却の確認

許可を受けた工事主は、工事が完了したときは、土地の形質変更に関する工事にあっては完了検査を、土石の堆積に関する工事にあっては除却の確認を受ける必要があります。

完了検査又は除却の確認を受けようとする工事主は、「表 4-18」の書類を所定の期限までに 2 部（正本 1 部、副本 1 部）提出し、検査又は確認を受けてください。

なお、検査の結果、その工事が計画の内容や技術的基準に適合していると認めた場合は、検査済証又は確認済証を交付します。（検査項目は、「表 4-19」のとおりです。）

<留意事項>

- ・許可又は変更許可を工区に分けて受けたときは、当該工区ごとに完了検査又は除却の確認を行うことができます。（要綱第 16 条）

表 4-18 完了検査・除却の確認の申請書類・申請期限

申請書類	申請期限
<input type="checkbox"/> 土地の形質変更の場合 ・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書（省令別記様式第九） <input type="checkbox"/> 土石の堆積の場合 ・土石の堆積に関する工事の確認申請書（省令別記様式第十一） <input type="checkbox"/> 共通 ・検査対象を明示した平面図 ・検査対象の写真 ・その他市長が必要と認める書類	工事完了から <u>4日以内</u>

[省令 39 条、40 条、42 条、43 条、69 条、70 条、72 条、73 条]

表 4-19 完了検査の項目(土地の形質変更)

工種	項目	判断基準
盛土	高さ	計画高さ (申請書類)
	勾配	計画勾配 (原則 30 度以下)
	盛土材料	計画材料
	盛土施工	計画締固め度 (90%以上を標準)
		まき出し厚さ (概ね 30cm 以下)
		転圧回数 (試験施工による)
原地盤の処理	伐開・表層処理、段切り、地下水処理等の措置は適切か	
切土	高さ	計画高さ (申請書類)
	勾配	計画勾配
	切土地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか
	切土面	のり面の安定に影響を及ぼす要因はないか
擁壁	擁壁形式	計画形式 (申請書類)
	擁壁形状	計画形状 (材料、寸法等) (申請書類)
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか
	配筋	計画の配筋間隔、鉄筋の種類、鉄筋径、かぶり厚さ等 (申請書類)
	水抜き穴	計画の配置、材料、内径等 (申請書類)
崖面崩壊防止施設	施設形式	計画形式 (申請書類)
	施設形状	計画形状 (申請書類)
	基礎地盤	想定地盤に対し、不良な地盤でないか
	施設構造	計画構造 (材料、寸法等) (申請書類)
排水施設	施設配置	計画配置 (位置、延長、間隔、勾配等) (申請書類)
	施設構造	計画構造 (材料、管径、厚さ、幅、勾配等) (申請書類)
崖面の保護	保護工の種別	計画種別 (申請書類)
	施設形状	計画形状
崖面以外の地表面の保護	保護工の種別	計画種別 (申請書類)
	施設形状	計画形状
防災措置	防災措置の種別	計画種別 (申請書類)
	施設形状	計画形状

※土石の堆積は、土石が除却されていることを確認します。

[盛土等防災マニュアルの解説 (盛土等防災研究会編集、初版)]

4.8 定期報告

許可を受けた工事主は、「表 4-20」に該当する規模の工事にあつては、工事の実施状況等について、3ヶ月ごとに定期報告をする必要があります。

定期報告をしようとする工事主は、「表 4-21」の書類を所定の期限までに2部（正本1部、副本1部）提出してください。（定期報告の事項は、「表 4-22」のとおりです。）

表 4-20 定期報告の対象

工事の種類別	定期報告を要する規模
土地の形質変更	ア 盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの イ 切土で高さ5m超の崖を生ずるもの ウ 盛土と切土を同時に行い、高さ5m超の崖を生ずるもの（ア、イを除く） エ 盛土で高さ5mを超えるもの（ア、ウを除く） オ 30cmを超える盛土又は切土の部分の面積が3,000㎡超（ア～エを除く）
土石の堆積	カ 最大時に堆積する高さが5mを超え、かつ面積が1,500㎡を超えるもの キ 最大時に堆積する高さが30cmを超え、かつその部分の面積が3,000㎡を超えるもの

※許可日から3ヶ月以内に工事が完了する場合は、報告不要です。

〔政令 23 条各号、25 条 1 項、同条 2 項各号、33 条 1 項、同条 2 項〕

表 4-21 定期報告の提出書類・報告期限

提出書類	報告期限
<input type="checkbox"/> 土地の形質変更の場合 ・ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（要綱様式第17号） <input type="checkbox"/> 土石の堆積の場合 ・ 土石の堆積に関する工事の定期報告書（要綱様式第18号） <input type="checkbox"/> 共通 ・ 工事をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ・ 工事の実施工程表 ・ その他市長が必要と認める書類	<u>許可日から3ヶ月ごと</u> （前回の報告から3ヶ月以内に報告すること） 本市の場合、報告時期は次のとおり、固定としております。 ① 4月30日 ② 7月31日 ③ 10月31日 ④ 1月31日

〔省令 48 条 1 項、同条 2 項、49 条、78 条 1 項、同条 2 項、79 条、要綱 18 条 1 項、同条 2 項〕

表 4-22 定期報告の報告事項

工種の種別	定期報告の報告事項
土地の形質 変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事が施行される土地の所在地 ・ 工事の許可年月日及び許可番号 ・ 前回の報告年月日（2回目以降のみ） ・ 報告の時点における盛土又は切土の高さ ・ 報告の時点における盛土又は切土の面積 ・ 報告の時点における盛土又は切土の土量 ・ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況
土石の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事が施行される土地の所在地 ・ 工事の許可年月日及び許可番号 ・ 前回の報告年月日（2回目以降のみ） ・ 報告の時点における土石の堆積の高さ ・ 報告の時点における土石の堆積の面積 ・ 報告の時点における堆積されている土石の土量 ・ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

〔省令 50 条 1 項各号、同条 2 項各号、同条 3 項各号、80 条 1 項～3 項〕

5. 工事の届出

5.1 特定盛土等規制区域における工事の届出

特定盛土等規制区域において、「表 5-1」の工事を行う工事主は、当該工事に着手する 30 日前までに届出が必要です。

届出をしようとする工事主は、土地の形質変更に関する工事は「表 5-2」の書類を、土石の堆積に関する工事は「表 5-3」の書類を 2 部（正本 1 部、副本 1 部） 提出してください。

<留意事項>

- ・特定盛土等規制区域において許可（法第 30 条第 1 項）を受けた工事（都市計画法の開発行為によるみなし許可を含む）については、届出不要です。
- ・届出をした工事主は、当該届出に係る土地の見やすい場所に、標識を掲示する必要があります。（詳細は「4.1 標識の掲示」を参照してください。）
- ・届出をした工事主は、当該工事を廃止又は中止・再開したときは、速やかに届出する必要があります。（詳細は「4.4 廃止の届出」又は「4.5 中止・再開の届出」を参照してください。）

表 5-1 届出の対象となる工事

工事の種類別	届出を要する規模
土地の形質 変更	ア 盛土で高さ 1 m 超の崖を生ずるもの イ 切土で高さ 2 m 超の崖を生ずるもの ウ 盛土と切土を同時に行い、高さ 2 m 超の崖を生ずるもの（ア、イを除く） エ 盛土で高さ 2 m を超えるもの（ア、ウを除く） オ 30cm を超える盛土又は切土の部分の面積が 500㎡ を超えるもの（ア～エを除く）
土石の堆積	カ 最大時に堆積する高さが 2 m を超え、かつ面積が 300㎡ を超えるもの キ 最大時に堆積する高さが 30cm を超え、かつその部分の面積が 500㎡ を超えるもの

[法 27 条 1 項、政令 3 条各号]

表 5-2 届出に必要な書類（土地の形質変更）

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠 法令
1	特定盛土等に関する工事の届出書	◎	様式内の必要項目	(省令別記様式第十九)	省令 58 条 1 項
2	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	(任意様式) 縮尺：1/10,000 以上	省令 7 条 1 項 1 号、 58 条 1 項 1 号
3	地形図	◎	方位及び土地の境界線	(任意様式) 縮尺：1/2,500 以上 ・等高線は 2m の標高差を示すものとする。	
4	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	(任意様式) 縮尺：1/2,500 以上 ・工区に分けたときは図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示。 ・断面図と照合できるように記号を記載。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を記載。	
5	土地の断面図	◎	盛土又は切土をする前後の地盤面	(任意様式) 縮尺：1/2,500 以上 ・高低差の著しい箇所（地盤の変化の大きな部分で直交する 2 方向）について作成。	
6	排水施設の平面図	◎	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	(任意様式) 縮尺：1/500 以上 ・流域が分かれる場合や直接放流区域がある場合は流域を色分けし面積を記載するとともに、余白に面積表を記載。 ・工事後の土地利用工種を図示するとともに、余白に面積表を記載。	
7	崖の断面図	○	崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が 2 以上あるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	(任意様式) 縮尺：1/50 以上 ・崖が生じる場合に作成。 ・擁壁で覆われる崖面は、土質に関する事項は示すことを要しない。	
8	擁壁の断面図	○	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	(任意様式) 縮尺：1/50 以上 ・擁壁を設置する場合に作成。	

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠 法令
9	擁壁の背面図	○	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	(任意様式) 縮尺：1/50 以上 ・擁壁を設置する場合に作成。	省令 7 条 1 項 1 号、 58 条 1 項 1 号
10	崖面崩壊防止施設の断面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	(任意様式) 縮尺：1/50 以上 ・崖面崩壊防止施設を設置する場合に作成。	
11	崖面崩壊防止施設の背面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	(任意様式) 縮尺：1/50 以上 ・崖面崩壊防止施設を設置する場合に作成。 ・水抜穴及び透水層に係る事項は、必要に応じて記載。	
12	土地付近状況写真	◎	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式) ・土地の四方から撮影した写真。	省令 7 条 1 項 6 号、 58 条 1 項 1 号
13	申請者の証明書類	◎	□個人の場合 ・住民票の写しや個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類 □法人の場合 ・全部事項証明書(原本) ・役員の住民票の写しや個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	(官公庁が発行する書類等)	省令 7 条 1 項 7 号、 同項 8 号、 58 条 1 項 1 号

(備考) 官公庁等が発行する書類は、取得から 3 か月以内のものを提出してください。

表 5-3 届出に必要な書類(土石の堆積)

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠 法令
1	土石の堆積に関する工事の届出書	◎	様式内の必要項目	(省令別記様式第二十)	省令 58 条 2 項
2	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	(任意様式) 縮尺：1/10,000 以上	省令 7 条 2 項 1 号 58 条 2 項 1 号
3	地形図	◎	方位及び土地の境界線	(任意様式) 縮尺：1/2,500 以上 ・等高線は 2m の標高差を示すものとする。	
4	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	(任意様式) 縮尺：1/500 以上 ・断面図と照合できるように記号を記載。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を記載。	
5	土地の断面図	◎	土石の堆積を行う土地の地盤面	(任意様式) 縮尺：1/500 以上 ・高低差の著しい箇所（地盤の変化の大きな部分で直交する 2 方向）について作成。	
6	土地付近状況写真	◎	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式) ・土地の四方から撮影した写真。	省令 7 条 2 項 4 号 58 条 2 項 1 号
7	申請者の証明書類	◎	□個人の場合 ・住民票の写しや個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類 □法人の場合 ・全部事項証明書(原本) ・役員の住民票の写しや個人番号カードの写し等の氏名及び住所を証する書類	(官公庁が発行する書類等)	省令 7 条 2 項 5 号、同項 6 号 58 条 2 項 1 号

(備考) 官公庁等が発行する書類は、取得から 3 か月以内のものを提出してください。

5.2 特定盛土等規制区域における工事の変更の届出

特定盛土等規制区域内における工事の届出をした工事主は、その届出に係る工事の計画を変更しようとするときは、変更後の工事に着手する日の30日前までに届出が必要です。

変更の届出をしようとする工事主は、土地の形質変更に関する工事は「表5-4」の書類を、土石の堆積に関する工事は「表5-5」の書類を2部（正本1部、副本1部）提出してください。

※工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更や工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日の変更等も変更の届出の対象となります。

表5-4 変更の届出に必要な書類（土地の形質変更）

No.	書類等の種類	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
1	特定盛土等に関する工事の変更届出書	様式内の必要項目	(省令別記様式第二十一)	省令61条1項
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	届出の内容と同じ	(届出の様式と同じ) ・当該変更に係る事項の新旧を対照したものとする こと。	

表5-5 変更の届出に必要な書類(土石の堆積)

No.	書類等の種類	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
1	土石の堆積に関する工事の変更届出書	様式内の必要項目	(省令別記様式第二十二)	省令61条2項
2	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	届出の内容と同じ	(届出の様式と同じ) ・当該変更に係る事項の新旧を対照したものとする こと。	

5.3 擁壁等の除却又は公共施設用地の転用の届出

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において、「表 5-6」の工事を行う又は行った工事主は、所定の期限までに届出が必要です。

また、「ア 擁壁に関する工事」の届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出が必要となります。

これらの届出をしようとする工事主は、「表 5-7」の書類を 2 部（正本 1 部、副本 1 部） 提出してください。

ただし、盛土規制法の許可若しくは変更許可を受けた場合（許可の特例によるみなし許可を含む。）若しくは軽微な変更の届出をした場合は、届出不要です。

表 5-6 届出の対象となる工事

対象となる工事等	内容
ア 擁壁に関する工事	次の全部又は一部の除却工事を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設 ・ 地表水等を排除するための排水施設 ・ 地滑り抑止ぐい等
イ 公共施設の転用に関する工事	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合

〔法 21 条 3 項、同条 4 項、40 条 3 項、同条 4 項〕

表 5-7 届出の提出書類・提出期限

対象となる工事等	提出書類	届出の期限
ア 擁壁に関する工事	<input type="checkbox"/> 当初届出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁等に関する工事の届出書（省令別記様式第十七） ・ 位置図 ・ 工事の概要が分かる資料 	工事に着手する日の <u>14 日前まで</u>
	<input type="checkbox"/> 変更の届出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 届出工事の変更届出（要綱様式第 19 号） ・ 工事の変更内容が分かる資料 	届出に係る事項を <u>変更しようとするときは速やかに</u>
イ 公共施設の転用に関する工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設用地の転用の届出書（省令別記様式第十八） ・ 位置図 ・ 転用した土地の範囲を示す資料 	転用した日から <u>14 日以内</u>

〔法 21 条 3 項、同条 4 項、40 条 3 項、同条 4 項、省令 55 条、56 条、85 条、86 条、要綱第 19 条〕

5.4 規制区域指定の際に施工中の工事の届出

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域が指定された際に、当該区域内において、許可又は届出を要する規模（「1.4.1 土地の形質変更又は土石の堆積の許可・届出」を参照。）の工事に着手している工事主は、指定のあった日から21日以内に届出が必要です。

届出をしようとする工事主は、土地の形質変更に関する工事は「表5-8」の書類を、土石の堆積に関する工事は「表5-9」の書類を2部（正本1部、副本1部）提出してください。

<p><留意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、速やかに届け出る必要があります。（詳細は「5.5 規制区域指定の際に施工中の工事の変更届出」を参照してください。） ・届出をした工事主は、当該工事を廃止又は中止・再開したときは、速やかに届け出る必要があります。（詳細は「4.4 廃止の届出」又は「4.5 中止・再開の届出」を参照してください。） 	
---	--

表 5-8 届出に必要な書類（土地の形質変更）

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	◎	様式内の必要項目	(省令別記様式第十五)	省令52条1項 省令82条1項
2	位置図	○ (「表5-10」 に該当の場合のみ)	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	(任意様式)	省令52条2項 省令82条1項
3	地形図		縮尺、方位及び土地の境界線	(任意様式) ・等高線は2mの標高差を示すものとする。	
4	土地の平面図		縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	(任意様式) ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を記載。	
5	土地付近状況写真		盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式) ・土地の四方から撮影した写真。	

表 5-9 届出に必要な書類（土石の堆積）

No.	書類等の種類	◎必須 ○該当 あれば	内容及び 明示すべき事項	備考	根拠法令
1	土石の堆積に関する工事の届出書	◎	様式内の必要項目	（省令別記様式第十六）	省令 52 条 3 項 省令 82 条 2 項
2	位置図	○ （「表 5-10」 に該当の場合のみ）	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	（任意様式）	省令 52 条 4 項 省令 82 条 2 項
3	地形図		縮尺、方位及び土地の境界線	（任意様式） ・等高線は 2m の 標高差を示すものとする。	
4	土地の平面図		縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が 10 分の 1 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	（任意様式）	
5	土地付近状況写真		土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	（任意様式） ・土地の四方から撮影した写真。	

表 5-10 添付書類を要する規模

工事の種別	添付書類を要する規模
土地の形質変更	ア 盛土で高さ 2 m 超の崖を生ずるもの イ 切土で高さ 5 m 超の崖を生ずるもの ウ 盛土と切土を同時に行い、高さ 5 m 超の崖を生ずるもの（ア、イを除く） エ 盛土で高さ 5 m を超えるもの（ア、ウを除く） オ 30cm を超える盛土又は切土の部分の面積が 3,000㎡ を超えるもの（ア～エを除く）
土石の堆積	カ 最大時に堆積する高さが 5 m を超え、かつ面積が 1,500㎡ を超えるもの キ 最大時に堆積する高さが 30cm を超え、かつその部分の面積が 3,000㎡ を超えるもの

〔政令 23 条各号、25 条 2 項各号、省令 52 条 2 項、52 条 4 項、82 条 1 項、同条 2 項〕

5.5 規制区域指定の際に施工中の工事の変更届出

規制区域指定の際に施行中の工事の届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、速やかに届け出る必要があります。

届出をしようとする工事主は、「表 5-11」の書類を 2部（正本1部、副本1部） 提出してください。

表 5-11 変更届出の提出書類・届出の期限

提出書類	届出の期限
・届出工事の変更届（要綱様式第 19 号） ・工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	<u>届出に係る事項を変更しようとするときは速やかに</u>

[要綱第 19 条]

6. 適合証明書の交付

建築基準法に基づく確認済証又は畜舎等の建築及び利用の特例に関する法律に基づく認定を受けようとする場合、その計画が盛土規制法の規定に適合していることを証する書面（以下、「適合証明書」という。）の交付を求めることができます。

適合証明書の交付申請をしようとするときは、「表 6-1」及び「表 6-2」の書類を 2 部（正本 1 部、副本 1 部）提出してください。

<留意事項>

- ・本適合証明書は、法に適合する場合（政令や省令で許可不要と位置付けられている場合等）に交付するものであり、単に政令に定める規模等の要件を満たさず宅地造成等の定義から外れる場合には、交付の対象となりません。
- ・建築確認申請時等に、政令に定める規模以下のため、盛土規制法の許可が不要であることの説明が必要な場合には、巻末資料の「盛土規制法 許可不要チェックシート」を活用してください。
- ・盛土規制法の許可を受けた工事又は許可の特例により許可を受けたものとみなされた工事に関して建築確認申請等を行う場合は、盛土規制法の検査済証又は都市計画法の検査済証若しくは富山市との協議が成立したことを証する書類で足りることから、通常、発行は不要です。
- ・完了検査後、期間が経過している場合には、維持管理の状況次第で盛土規制法に適合しているかどうかの判断をしかねることから、証明書は発行していません。

表 6-1 適合証明書の交付申請に必要な書類等

提出書類	手数料
<input type="checkbox"/> 共通 ・宅地造成等適合証明書交付申請書（細則様式第5号） ・政令又は省令の条項に応じて「表6-2」に示す書類	1通あたり 300円
<input type="checkbox"/> 建築基準法に基づく確認済証を受けようとする場合 ・同法による建築確認申請書（提出予定）の写し及び配置図	標準処理期間※
<input type="checkbox"/> 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく認定を受けようとする場合 ・同法による畜舎建築利用計画認定申請書（提出予定）の写し及び配置図	7日

※標準処理期間に、事前相談や申請書の不備などの是正を求めるための補正に要する期間は含まれません。

※申請窓口の執務が行われない休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）は期間に含まれません。

〔規則 6 条〕

表 6-2 適合証明書の交付申請に添付する書類

政令第 5 条関係（政令で災害の恐れが無いものとして定めるもの）	
関係条項	添付書類
一号（鉱山保安法関係） 二号（鉱業法関係） 三号（採石法関係） 四号（砂利採取法関係）	左記各号に定める工事に該当することを証する書類（各法令に基づく許可証等）
省令第 8 条関係（省令で災害の恐れが無いものとして定めるもの）	
関係条項	添付書類
一号（土地改良法関係） 二号（火薬類取締法関係） 三号（家畜伝染病予防法関係） 四号（廃棄物処理法関係） 五号（土壌汚染対策法関係） 六号（放射性物質汚染対策特措法関係） 七号（森林作業道等を整備する工事）	左記各号に定める工事に該当することを証する書類（各法令に基づく許可証等）
九号（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが 2m 以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm を超えないもの）	左記各号に該当することを証する以下の書類※
十号 イ（土石の堆積を行う土地の面積が 300 m ² を超えないもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現況写真 ・ 位置図 ・ 地形図 ・ 土地の平面図
十号 ロ（土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が 30cm を超えないもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の断面図 ・ 土地の求積図
十号 ハ（工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの）	左記に該当することを証する以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現況写真 ・ 位置図 ・ 地形図 ・ 工事施工計画書その他の本体工事の現場と土石の堆積を行う土地との位置関係及び管理体制が分かる書類

※ 「2.4 許可申請に必要な書類」に準じて作成してください。

7. 必要な手続きの期限・様式一覧表

法令等に規定されている必要な手続きの提出期限は「表 7-1」、提出書類の様式は「表 7-2」のとおりです。

表 7-1 必要な手続き・提出期限一覧表

手続きの種類		提出期限等	根拠法令等
事前相談	事前相談	許可申請前まで	—
許可申請	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請	工事着手前まで（標準処理期間 30 日） 法 12 条 1 項 法 30 条 1 項
		土石の堆積に関する工事の許可申請	工事着手前まで（標準処理期間 14 日）
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請	変更部分に係る工事着手前まで（標準処理期間 30 日） 法 16 条 1 項 法 35 条 1 項
		土石の堆積に関する工事の変更許可申請	変更部分に係る工事着手前まで（標準処理期間 14 日）
	宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出	軽微な変更後速やかに 法 16 条 2 項 法 35 条 2 項	
協議申出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議	工事着手前まで（標準処理期間 30 日） 法 15 条 1 項 法 34 条 1 項
		土石の堆積に関する工事の協議	工事着手前まで（標準処理期間 14 日）
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議	変更部分に係る工事着手前まで（標準処理期間 30 日） 法 15 条 1 項 法 16 条 3 項
		土石の堆積に関する工事の変更協議	変更部分に係る工事着手前まで（標準処理期間 14 日） 法 34 条 1 項 法 35 条 3 項
許可後・工事中	標識	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識の掲示	工事着手前まで 法 49 条
		土石の堆積に関する工事の標識の掲示	工事着手前まで
	着手	工事着手の届出	工事着手後速やかに 要綱 10 条
	廃止	工事廃止の届出	工事廃止後速やかに 要綱 11 条
	中止・再開	工事中止・再開の届出	工事を中止・再開後速やかに 要綱 12 条
検査・定期報告	中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請	排水施設の設置から 4 日以内 法 18 条 1 項 法 37 条 1 項
	完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請	工事完了から 4 日以内 法 17 条 1 項 法 36 条 1 項
		土石の堆積に関する工事の確認申請	法 17 条 4 項 法 36 条 4 項
	定期報告	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告	許可日から 3 ヶ月ごと（前回の報告から 3 ヶ月以内） 法 19 条 1 項 法 38 条 1 項
	土石の堆積に関する工事の定期報告		
届出	既存工事	規制区域指定の際に施工中の宅地造成又は特定盛土等の届出	規制区域の指定のあった日から 21 日以内 法 21 条 1 項 法 40 条 1 項
		規制区域指定の際に施工中の土石の堆積の届出	規制区域の指定のあった日から 21 日以内
		規制区域指定の際に施工中の工事の変更届出	変更しようとするときは速やかに 要綱 19 条
	新規工事	特定盛土等に関する工事の届出	工事着手日の 30 日前まで 法 27 条 1 項
		土石の堆積に関する工事の届出	
		特定盛土等に関する工事の変更届出	変更部分に係る工事着手日の 30 日前まで 法 28 条 1 項
		土石の堆積に関する工事の変更届出	
		擁壁等に関する工事の届出	工事に着手する日の 14 日前まで 法 21 条 3 項 法 40 条 3 項
公共施設用地の転用の届出	転用した日から 14 日以内 法 21 条 4 項 法 40 条 4 項		
擁壁等に関する工事の変更届出	変更しようとするときは速やかに 要綱 19 条		

表 7-2 提出書類の様式一覧表

手続きの種類		様式	根拠法令等
事前相談	事前相談	許可申請に必要な書類	—
許可申請	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請	省令別記様式第二
		資金計画書（宅地造成又は特定盛土等）	省令別記様式第三
		土石の堆積に関する工事の許可申請	省令別記様式第四
		資金計画書（土石の堆積）	省令別記様式第五
		工事主の資力・信用を証する書類	細則様式第 2 号
		工事施行者の工事能力を証する書類	細則様式第 3 号
		設計者資格を証する書類	要綱様式第 5 号
		土地所有者等の同意を得たことを証する書類	要綱様式第 6 号
		周辺地域住民への周知措置を講じたことを証する書類	要綱様式第 7 号
		排水先の管理者の同意を得たことを証する書類	要綱様式第 8 号
変更	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請	省令別記様式第七
		土石の堆積に関する工事の変更許可申請	省令別記様式第八
		宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出	細則様式第 4 号
協議申出	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出	要綱様式第 12 号
		土石の堆積に関する工事の協議申出	要綱様式第 13 号
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出	要綱様式第 14 号
		土石の堆積に関する工事の変更協議申出	要綱様式第 15 号
許可後・工事	標識	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識の掲示	省令別記様式第二十三
		土石の堆積に関する工事の標識の掲示	省令別記様式第二十四
	着手	工事着手の届出	要綱様式第 9 号
	廃止	工事廃止の届出	要綱様式第 10 号
	中止・再開	工事中止・再開の届出	要綱様式第 11 号
検査・定期報告	中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請	省令別記様式第十三
	完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請	省令別記様式第九
		土石の堆積に関する工事の確認申請	省令様別記式第十一
	定期報告	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告	要綱様式第 17 号
土石の堆積に関する工事の定期報告		要綱様式第 18 号	
届出	既存工事	規制区域指定の際に施工施行中の宅地造成又は特定盛土等の届出	省令別記様式第十五
		規制区域指定の際に施工中の土石の堆積の届出	省令別記様式第十六
		規制区域指定の際に施工中の工事の変更届出	要綱様式第 19 号
	新規工事	特定盛土等に関する工事の届出	省令別記様式第十九
		土石の堆積に関する工事の届出	省令別記様式第二十
		特定盛土等に関する工事の変更届出	省令別記様式第二十一
		土石の堆積に関する工事の変更届出	省令別記様式第二十二
		擁壁等に関する工事の届出	省令別記様式第十七
		公共施設用地の転用の届出	省令別記様式第十八
		擁壁等に関する工事の変更届出	要綱様式第 19 号

※各手続きの提出書類で、表に記載の無いものは任意様式です。

8. 申請等の窓口

部 署 名	富山市 活力都市創造部 都市計画課 土地利用対策係
所 在 地	〒930-8510 富山県富山市新桜町 7 番 38 号
電 話 番 号	076-443-2243
E - m a i l	toshikeikaku@city.toyama.lg.jp
ホ ー ム ペ ー ジ	<URL> https://www.city.toyama.lg.jp/shisei/machizukuri/1010787/1016339.html <富山市ホームページ検索番号> 1016339

9. 巻末資料

(表面)

盛土規制法 許可不要チェックシート (建築確認申請用)

確認審査機関 宛

記入年月日 年 月 日

建築主	住所	
	氏名	
建築物等の地名地番		
建築物等の敷地面積		
建築物等の用途		

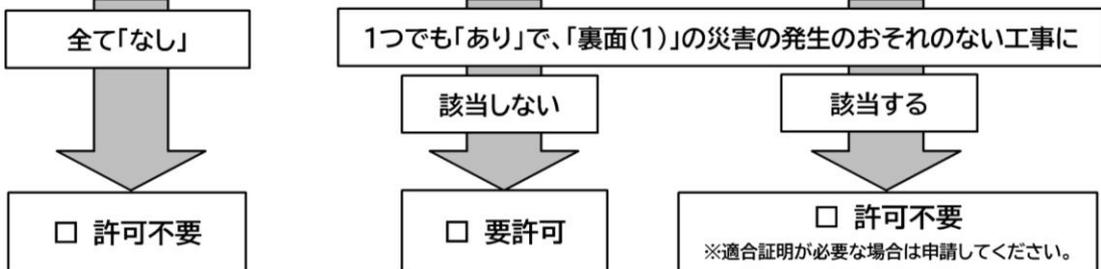
上記の建築等の行為につきましては、下記のとおり、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可対象となる土地の形質の変更(盛土・切土)はありません。

設計者 氏名 _____

(□:チェック欄)

□ 宅地造成等工事規制区域 (法第12条第1項)	□ 特定盛土等規制区域 (法第30条第1項)	概念図
ア 盛土で高さが1m超の崖※1を生ずるもの □ あり □ なし	ア 盛土で高さが2m超の崖※1を生ずるもの □ あり □ なし	
イ 切土で高さが2m超の崖※1を生ずるもの □ あり □ なし	イ 切土で高さが5m超の崖※1を生ずるもの □ あり □ なし	
ウ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖※1を生ずるもの(ア・イを除く) □ あり □ なし	ウ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖※1を生ずるもの(ア・イを除く) □ あり □ なし	
エ 盛土で高さが2m超となるもの(ア・ウを除く) □ あり □ なし	エ 盛土で高さが5m超となるもの(ア・ウを除く) □ あり □ なし	
オ 30cm※2を超える盛土又は切土の部分の面積が500㎡を超えるもの(ア～エを除く) □ あり □ なし	オ 30cm※2を超える盛土又は切土の部分の面積が3,000㎡を超えるもの(ア～エを除く) □ あり □ なし	

※1 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。
 ※2 盛土または切土をする前後の地盤面の標高の差を指します。



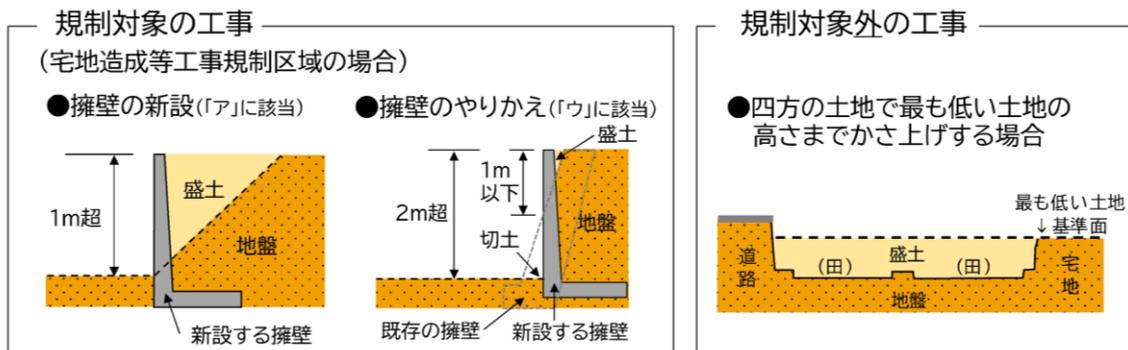
(裏面)

参考

(1) 災害の発生のおそれのないと認められる工事 (政令・省令)

● 鉱山保安法	鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等)
● 鉱業法	鉱物の採取(認可を受けた施業案の実施に係る工事等)
● 採石法	岩石の採取(認可を受けた採取計画に係る工事等)
● 砂利採取法	砂利の採取(認可を受けた採取計画に係る工事等)
● 土地改良法	土地改良事業(農業用排水施設の新設等)、 土地改良事業に準ずる事業
● 火薬類取締法	火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
● 家畜伝染病予防法	家畜の死体等の埋却
● 廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	廃棄物の処分等
● 土壤汚染対策法	汚染土壤の搬出又は処理等
● 平成23年3月11日に 発生した東北地太平洋 沖地震に伴う原子力発 電所の事故により放出 された放射性物質によ る環境の汚染への対処 に関する特別措置法	廃棄物若しくは除去土壤の保管又は処分
● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事	

(2) 工事の事例



【お問合せ先】

- 富山県内の市町村(富山市以外)
富山県 土木部 建築住宅課 住みよいまちづくり係 (TEL:076-443-3359)
- 富山市
富山市 活力都市創造部 都市計画課 (TEL:076-443-2243)